

強い農業づくり交付金実施要領の制定について

16生産第8262号
平成17年4月1日
大臣官房国際部長
総合食料局長 通知
生産局長
経営局長

改正	平成17年	5月24日	17生産第966号
改正	平成17年	9月1日	17生産第2951号
改正	平成18年	3月31日	17生産第8567号
改正	平成19年	3月30日	18生産第9314号
改正	平成20年	4月1日	19生産第9993号
改正	平成20年	10月16日	20生産第3973号
改正	平成21年	1月27日	20生産第5674号
改正	平成21年	1月27日	20総合第1633号
改正	平成21年	1月27日	20経営第5373号
改正	平成21年	3月31日	20生産第10044号
改正	平成21年	3月31日	20総合第2241号
改正	平成21年	3月31日	20経営第7194号
改正	平成21年	5月29日	21生産第1066号
改正	平成21年	5月29日	21総合第322号
改正	平成21年	5月29日	21経営第933号
最終改正	平成22年	5月28日	21生産第9805号
最終改正	平成22年	5月28日	21総合第2153号
最終改正	平成22年	5月28日	21経営第7166号

強い農業づくり交付金については、先に強い農業づくり交付金実施要綱（平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、

強い農業づくり交付金実施要領を別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

強い農業づくり交付金実施要領

第1 対策の実施等

1 成果目標の基準及び目標年度

(1) 成果目標の基準

強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。)第3の2の農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長及び農林水産省経営局長(以下「生産局長等」という。)が別に定める成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、強い農業づくり交付金の配分基準について(平成17年4月1日付け16生産第8451号農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長、農林水産省経営局長通知。以下「配分基準通知」という。)別表に定めるとおりとする。

(2) 目標年度

成果目標の目標年度は、原則として、推進事業(要綱別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。)にあっては事業実施年度とし、整備事業(要綱別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。)にあっては次のとおりとする。

ア 産地競争力の強化を目的とする取組

事業実施年度(複数年度の事業にあっては事業完了年度とする。)の翌々年度とする。

ただし、次に掲げる事業はこの限りではない。

(ア) 要綱別表の政策目的の欄のⅠ(以下「要綱別表のⅠ」という。)のメニューの欄の(1)のアの(ア)のうち小規模公害防除については、事業完了年度から5年以内とする。

(イ) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のアの(エ)のうち果樹については、事業実施年度から8年後、茶については、事業実施年度から7年後とする。

(ウ) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ウ)から(カ)までにあっては、事業実施年度から6年以内とする。

イ 経営力の強化を目的とする取組

事業実施年度の翌々年度とする。

ウ 食品流通の合理化を目的とする取組

事業完了年度(卸売市場の移転新設及び大規模増改築に係る事業にあっては、事業全体の完了年度とする。)から3年後(ただし、取扱数量の増加を目標とする場合は5年以内)とする。

2 対策の対象地域

- (1) 整備事業を内容とする事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域とする。

なお、要綱別表のⅠの事業にあつては、生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)においても実施できるものとする。

ただし、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの畜産物共同利用施設のうち(ア)から(エ)まで及び(カ)から(キ)までの施設については、上記の区域以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 産地競争力の強化を目的とする取組において、野菜)、果樹、茶及び花きを対象とする整備事業を実施する場合にあつては、市街化区域内においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、次に掲げるとおりとする。

ア 耕種作物小規模土地基盤整備(以下「小規模土地基盤整備」という。)は、交付対象としないものとする。

イ 市街化区域(生産緑地を除く。)で実施できる整備事業の内容は、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 費用対効果分析

事業実施主体等(生産局長等が別に定める計画主体を含む。以下同じ。)は、整備事業の実施に当たり、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業における費用対効果分析の実施について」(平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、経営局長、生産局長通知。以下「費用対効果分析通知」という。)により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとする。

4 地域提案

要綱第3の5の地域提案を実施するに当たっては、各都道府県へ交付された整備事業の交付金総額の20%を上限とするものとする。

その場合、交付率は、類似するメニューの交付率を準用するものとする。

第2 対策の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱第4の1の生産局長等が別に定める事業実施計画は、推進事業にあつては別表1に規定する項目を、整備事業にあつては別表2に規定する項目を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める都道府県事業実施計画は、別紙様式1号により作成するものとする。
- (3) 要綱第4の2及び3の生産局長等が別に定める協議は、別紙様式3号及び

4号により行うものとする。

- (4) (1) 及び (2) の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

2 実施手続

- (1) 要綱第4の1の事業実施計画の都道府県知事への提出は、事業実施主体等のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体等である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、原則として、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。なお、要綱別表の政策目的の欄のⅢのメニューの欄の1の整備事業（以下「卸売市場施設整備」という。）のうち市町村が開設する卸売市場に係るものにあっては開設者たる市町村長とする。以下同じ。）を経由するものとする。

ただし、事業実施主体等が、都道府県の区域を対象とする等広域的な取組を行う場合、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第5条第1項の規定に基づき指定された都道府県青年農業者等育成センターが行う場合又は卸売市場施設整備であって都道府県が開設者となっている中央卸売市場及び地方卸売市場若しくは地方公共団体以外の者が開設者となっている地方卸売市場に係る施設整備である場合にあっては、当該事業実施主体等は、事業実施計画について市町村長を経由せずに都道府県知事に提出することができるものとする。

- (2) (1) の場合にあって、実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合には、事業実施主体等は、主たる市町村以外の関係する市町村長に当該事業実施計画の写しを提出するものとする。

ただし、卸売市場施設整備を除くこととする。

- (3) 市町村長は、(1) の本文に基づき対策の事業実施計画の提出があった場合は、事業実施主体等が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い都道府県知事に提出するものとする。
- (4) 市町村が事業実施主体等となる場合にあっては、市町村長は事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- (5) 要綱第4の3の地域提案及び特認団体の協議は、要綱第4の2の協議の際に併せて行うものとする。

3 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着工することができるものとする。

第3 対策の実施期間

- 1 整備事業に関して要綱第5の2の生産局長等が別に定める実施期間は次のとおりとする。なお（１）のア及びイ、（２）のア並びに（３）の取組にあっては、事業費の平準化に努めるものとする。

- （１）産地競争力の強化を目的とする取組

- ア 産地競争力の強化に向けた総合的推進のうち畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、食肉等流通体制整備及び草地環境基盤整備対策に係る取組は、2年又は3年とすることができる。

- イ 農地の土壌の汚染の除去を図る取組（以下「小規模公害防除」という。）については、2年以上5年以内とすることができる。

- ウ ア及びイに掲げるものを除き、1年とする。

- （２）経営力の強化を目的とする取組

- ア 特定地域経営支援整備にあっては、2年とする。

- なお、要綱別表のⅡのメニューの欄の（２）の特定地域経営支援整備附帯事業については、目標年度を限度として実施できるものとする。

- イ アに掲げるものを除き、1年とする。

- （３）食品流通の合理化を目的とする取組

- 卸売市場施設整備にあっては、施設の改良、造成若しくは取得又は整備が完了する年度までの期間とする。

第4 国の助成措置

国は、都道府県に交付した交付金に不用額が生じることが明らかになった時は、交付金の一部又は全部を減額し、若しくは都道府県知事等に対し、すでに交付された交付金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第5 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第7の1の生産局長等が別に定める事業実施状況報告は、推進事業にあっては別表3に規定する項目を、整備事業にあっては別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。

- 2 要綱第7の3に定める報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。

ただし、経営力の強化を目的とする取組のうち整備事業にあっては、毎年度事業実施状況の報告を行うものとする。なお、当該事業にあっては、要綱第8の2の報告をもって、目標年度の実施状況の報告に代えるものとする。

- 3 1及び2の作成に当たっての留意事項は、別記に定めるところによるものとする。

- 4 都道府県知事は、1の報告を受けた場合、進捗状況に立ち遅れはないか等その内容を検討し、必要に応じ、事業実施主体等に対して適切な措置を講じるものとする。

- 5 国は、都道府県知事に対し、2に定める報告以外に、必要に応じ、事業実施

主体等ごとの事業実施状況について、提出を求めることができるものとする。

第6 対策の評価

- 1 要綱第8の1の別に定める事業実施主体等の評価報告は、推進事業にあっては別表3に規定する項目を、整備事業にあっては別表4に規定する項目を含めて作成するものとする。

なお、次に掲げる事業の場合は、中間的な評価を以下のとおり実施するものとする。

- (1) 第1の1の(2)のアの(イ)のうち茶の優良品種系統等への改植の場合並びに(ア)及び(ウ)の場合は、事業実施年度から3年目の翌年度
- (2) 第1の1の(2)のアの(イ)のうち果樹の優良品種系統等への改植・高接の場合は、事業実施年度から4年目の翌年度
- 2 都道府県知事は、要綱第8の2による点検評価を実施した結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、当該事業実施主体等に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 地方農政局長（北海道にあっては生産局長等、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）は、要綱第8の3の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に対して改善措置を提出させるものとする。
- 4 要綱第8の2に定める地方農政局長等への報告は、目標年度の翌年度の9月末までに別紙様式2号及び5号により行うものとする。

第7 他の施策等との関連

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）の実施に当たっては、「農山漁村の男女共同参画社会の形成に関する総合的な推進について」（平成11年11月1日付け11農産第6825号農林水産省経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく男女共同参画社会の形成に向けた施策の着実な推進に配慮するものとする。

第8 各取組ごとの実施方針及び留意事項

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項については別記に定めるところとする。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 「卸売市場活性化推進事業について」（平成12年8月1日付け12食流第228

0号農林水産省食品流通局長通知)

- (2)「地方卸売市場施設整備事業実施要領に基づく事業報告書の様式について」
(昭和48年4月20日付け48食流第1706号農林水産省食品流通局長通知)
- (3)「地方卸売市場施設整備事業に係る国庫補助金額の運用について」(平成15年3月18日付け14総合第5720号農林水産省総合食料局長通知)
- (4)「生産振興総合対策事業実施要領」(平成14年4月15日付け13生産第10200号農林水産省生産局長通知)
- (5)「野菜産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月1日付け13生産第10438号農林水産省生産局長通知)
- (6)「いぐさ・畳表産地強化特別対策事業実施要領」(平成14年4月16日付け13生産第10555号農林水産省生産局長通知)
- (7)アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6898号農林水産省経営局長通知)
- (8)販路開拓緊急対策事業実施要領の運用について(平成14年3月29日付け13経営第6900号農林水産省経営局長通知)
- (9)農業経営総合対策事業の実施について(平成14年3月29日付け13経営第7052号農林水産省経営局長通知)
- (10)「経営対策体制整備推進事業実施要領の制定について」(平成12年4月1日付け12構改B第167号農林水産省経営局長・構造改善局長・農産園芸局長・畜産局長通知)

- 3 平成17年福岡県西方沖地震により被害を受けた中央卸売市場の施設の改良(売場施設に係るものに限る。)であって平成17年度内に着工するものに係る交付率については、別記のⅣの2の(2)のイの(ウ)のaの規定にかかわらず、10分の4以内とする。

附 則

- 1 この改正された要領は、平成18年3月31日から施行する。ただし、同年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「強い農業づくり交付金の事業評価の実施について」(平成17年10月3日付け17生産第3510号農林水産省大臣官房国際部長・総合食料局長・生産局長・経営局長通知)は廃止する。

附 則

- 1 この通知は、平成20年10月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成21年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成22年5月28日から施行する。
- 2 本交付金に基づき、平成21年度までに採択された事業の事業実施状況報告及び事業の評価に係る手続きについては、従前の例により取り扱うものとする。

別表 1（推進事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	別紙様式 1 号の別添 1 に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。

別表 2（整備事業の事業実施計画）

政策目的	メニュー	事業実施計画に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 草地環境基盤整備対策	左記 1 及び 2 の事業について共通して以下の項目とする。 1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式 1 号の I の産地競争力の強化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。ただし、成果目標が契約取引に係る内容である場合には、契約書、確認書、覚書、需要見込み調査結果その他の販路の見込みが確認できる資料を添付すること。 2 成果目標の達成に向けた推進体制づくりに関する項目 配分基準通知に定める成果目標の達成のため、関係機関が一体となった推進体制が整備され、事業実施主体において推進活動が行われている状況について記載するものとする。 3 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠も合わせて記載又は添付するものとする。 4 施設等の規模決定根拠に関する項目 施設等の規模を決定する際は、整備する施設等の利用計画及び既存の施設の利用状況を明確化するとともに規模決定根拠について具体的な数値を用いて記載するものとする。 5 整備する施設等の貸付に係る計画に関する項目 「貸付対象・受益農家戸数」、「貸付期間」、「管理の役割分担」等を記載するものとする。 6 担い手の育成目標に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について現状値と目標値を記載するとともに、「担い手育成のための具体的な取組内容」等を記載するものとする。ただし、要綱別表の I のメニューの欄の（1）のオの（ア）の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び（イ）の家畜市場については、必要としない。 7 担い手への集約化の取組に関する項目

		「集約化の基準（利用量、受益面積、出荷額、取扱数量等の集約化の判断基準。以下同じ。）」、「現時点及び目標年度における集約率（集約化の基準に占める担い手の割合）」、「集約化への具体的な取組及び取り決め内容（協定等）」、「各受益農家ごとの集約化に向けた具体的な取組・取り決めの一覧」等を記載するものとする。 ただし、次に掲げるものにあつては必要としない。 (1) 土地利用型作物の取組のうち主要農作物種子に係る整備事業及び環境保全の取組に係る整備事業 (2) 要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ア)の畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設、鶏卵処理施設及び(イ)の家畜市場 (3) 畜産生産基盤育成強化の取組のうち、新生産システムの実践・普及に係る要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(ウ)の家畜飼養管理施設 (4) 飼料増産の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のイの(イ)の放牧利用条件整備 (5) 家畜改良増殖の取組のうち、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)のオの(オ)の家畜改良増殖関連施設 (6) 畜産周辺環境影響低減の取組に係る整備事業 8 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
経営力の強化	1 意欲ある多様な農業経営の育成・確保 2 新規就農者の育成・確保	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅡの経営力の強化を目的とする取組用に規定されている次に掲げる項目とする。 なお、事業実施計画のうち当該項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式1号のⅡの経営力の強化を目的とする取組用を活用するものとする。 (1) 地域農業の現状と課題及び課題を解決するための対応方針 (2) 成果目標及びその達成のためのプログラム (3) 成果目標の設定根拠及び事後評価の検証方法 (4) 成果目標を達成するために必要な施設等の整備計画 2 1に定める項目のほか、都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	1 成果目標の妥当性に関する項目 別紙様式1号のⅢの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 費用対効果に関する項目 費用対効果分析通知により算出するものとし、その算出根拠を併記又は添付するものとする。 3 事業概要に関する項目 (1) 事業前後の比較（施設の面積・構造、導入設備能力等） (2) 当年度工期

- (3) 当年度事業費
- (4) 全体事業期間（複数年度の事業の場合）
- (5) 全体事業費（複数年度の事業の場合）
- 4 事業を実施する理由に関する項目
 - (1) 現状と課題
 - (2) 対応方向・方針
 - (3) 対応方向・方針を具体化する事業の内容
- 5 中央卸売市場整備計画及び開設者が作成する中央卸売市場整備計画書との関係に関する項目
- 6 交付対象事業費等計算表に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）
 - (1) 事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）
 - (2) 交付対象事業費（工事費、実施設計費、工事雑費）
 - (3) 交付率
 - (4) 財源内訳（強い農業づくり交付金、地方債、一般財源、その他）
- 7 高度化施設等に関する項目
 - (1) 売場施設の大規模な温度管理機能の付与に該当する理由（大規模な温度管理機能の付与に該当する場合）
 - (2) 貯蔵・保管施設等の高度化・強化に該当する理由（高度化・強化を図るものに該当する場合）
 - (3) 品質管理高度化施設に該当する理由
- 8 交付対象施設の整備規模の妥当性に関する項目
 - (1) 整備規模
 - (2) 必要規模及びその算定根拠
 - (3) 整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由
- 9 複数年度の事業の全体計画及び年度別計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）
 - (1) 事業費
 - (2) 交付対象事業費
 - (3) 交付金の額
- 10 繰越額に関する項目
 - (1) 前年度事業の年度内出来高及び当年度への繰越額
 - (2) 前年度分と当年度分の工程表
- 11 食肉関連施設整備実施計画に関する項目（個々の建物、機械ごとに整理）
 - (1) 事業費
 - (2) 交付対象事業費
 - (3) 交付金の額
- 12 9のうちの新設市場建設及び大規模増改築事業に関する項目
 - (1) 建設計画の概要
 - (2) 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装の現有規模（着工年度の前年

		度末）及び事業実施規模（大規模増改築に該当する場合） （３）工事計画・工事工程表 13 その他都道府県知事が事業の審査等を行うに当たって必要とする項目
--	--	---

別表３（推進事業の実施状況報告及び評価報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
経営力の強化	新規就農者の育成・確保	別紙様式２号の別添１に規定されている項目その他都道府県知事が経営力の強化を目的とする取組に必要な項目。

別表４（整備事業の実施状況報告及び評価報告）

政策目的	メニュー	事業実施状況報告及び評価報告に記載すべき項目
産地競争力の強化	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 2 草地環境基盤整備対策	左記１及び２の事業について共通して以下の項目とする。 1 事業実施状況に関する一般的な項目 別紙様式２号の２に規定されている項目を含み記載するものとする。 2 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価に関する項目 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記載するものとする。 3 担い手の育成状況に関する項目 「受益農家数」、「受益農家数のうち認定農業者数」について事業実施後の状況を記載するものとする。 ただし、別表２の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の６のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 4 「担い手への集約化の基準」についての「事業実施後の状況」を記載するものとする。 ただし、別表２の政策目的の欄の産地競争力の強化の事業実施計画に記載すべき項目の７のただし書に掲げるものについては、必要としないものとする。 5 事業実施状況に関する詳細な項目 小規模土地基盤整備、飼料作物作付・家畜放牧等条件整備及び草地環境基盤整備のうち飼料基盤再編型、資源リサイクル型、草地景域活用型にあっては「作付面積及び作付率」、共同利用施設整備にあっては「利用量」、「利用率」、「収支差」、「収支率」及び「累積赤字」について、事業実施後の状況を記載するものとする。 6 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善の必要がある場合）」

		について記載するものとする。 7 その他事業実施状況報告に必要な項目
経営力の強化	1 意欲ある多様な農業経営の育成・確保 2 新規就農者の育成・確保	1 施設等の整備状況 2 成果目標の達成状況 3 施設等の利用状況 4 その他都道府県知事が実施状況の把握のために必要とする項目 なお、事業実施状況報告及び評価報告のうち1から3までの項目の作成に当たっては、原則として、別紙様式2号の別添2及び別添3を活用するものとする。
食品流通の合理化	卸売市場施設整備の推進	1 事業実施状況及び評価報告に関する一般的な項目 別紙様式2号のⅢの食品流通の合理化を目的とする取組用に規定されている項目 2 事業の効果及び改善方策に関する項目 「事業の効果」、「事業実施後の課題」及び「改善方策（改善が必要ある場合）」について記載するものとする。 3 その他事業実施状況報告及び評価報告に必要な項目

別記

各取組ごとの実施方針及び実施に当たっての留意事項

I 各取組共通事項

第1 周辺環境への配慮

共同利用施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

第2 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

第3 周辺景観との調和

共同利用施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

第4 農業共済等の積極的活用

継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業実施主体及び事業の受益者は、「農業災害補償法」（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済（以下「農業共済」という。）への積極的な加入に努めるものとする。

第5 環境と調和のとれた農業生産活動

整備事業を実施した事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31日付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知。以下「環境と調和のとれた農業生産活動通知」という。）に基づき、原則として、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から、点検シートの提出を受けることなどにより、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、点検シートの提出を受ける農業者の特定が困難な場合は、この限りではない。

第6 農山漁村における女性の参画の促進

本対策を実施する次の各号に掲げる事業実施主体は、女性の参画に関する事項を設定している者、又は事業実施期間中に設定することが確実と見込まれる者とする。

- 1 当該事業実施主体が都道府県又は市町村である場合は、農山漁村における女性の社会参画及び経営参画の促進に関する数値目標
- 2 当該事業実施主体が農業協同組合又は農業委員会である場合は、当該組織における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 3 当該事業実施主体が農業協同組合連合会又は農業協同組合中央会である場合は、都道府県内の農業協同組合における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標
- 4 当該事業実施主体が都道府県農業会議である場合は、都道府県内の農業委員会における女性の選出枠の設定その他女性の参画に関する数値目標

第7 飼料自給率の向上

乳用牛及び肉用牛を対象とした畜産振興に係る整備事業（畜産環境及び畜産物の処理・加工・流通関連施設に係るものを除く。）を実施する事業実施主体は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」（平成18年3月31日付け17生畜第2867号農林水産省生産局長通知）に基づき、飼料自給率向上計画を策定していること又は事業実施期間中に策定することが確実と見込まれることとする。

第8 耕作放棄地対策の推進

本対策を実施する事業実施主体が所在する市町村又は主たる受益地の市町村は、原則として、事業実施期間中に、「農業経営基盤強化促進法に基づく都道府県基本方針及び市町村基本構想の見直し等について」（平成17年9月1日付け17経営3348号経営局長通知）に定めるところにより、当該市町村の基本構想について、遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項及び特定法人貸付事業に関する事項を実施するよう努めるものとする。

第9 配合飼料価格安定制度への加入促進

本対策における生乳、牛肉、豚肉、鶏肉、鶏卵、馬及び特用家畜、飼料増産、畜産周辺環境影響低減及び草地環境基盤整備対策を対象とする取組の受益者のうち配合飼料を購入している者又は団体（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金」という。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあつては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

なお、平成19年度以前に採択された整備事業であつて、平成20年度以降も継続し

て実施される事業の補助対象者については、この限りでない。

第10 交付対象事業の公表

本対策の適正実施と透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了し、強い農業づくり交付金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8261号農林水産事務次官依命通知。）第7に基づく地方農政局長等への実績報告書の提出により交付金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、公表を行うものとする。

第11 P F I法の活用

本対策により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「P F I法」という。）の活用に努めるものとする。

第12 推進指導等

- 1 都道府県知事（都道府県が事業実施主体である場合、「地方農政局長等」とする。以下2について同じ。）は、事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本対策の実施に関連して不正な行為をし、又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対して当該不正な行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- 2 都道府県知事は、1に該当する事業実施主体が新たに本対策の実施を要望する場合、事業実施主体から報告を受けた当該不正行為等の真相及び発生原因、事業実施主体において講じられた再発防止のための是正措置等の報告内容が、本対策の適正な執行を確保する上で不十分であると認められるときは、当該事業を行わないものとする。

第13 管理運営

1 管理運営

事業実施主体は、本対策により交付金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

3 指導監督

都道府県及び市町村は、本対策の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに

に、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

4 定額交付金事業の取扱い

定額交付金の事業については、特にその交付金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

5 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

6 対策名等の表示

本対策により整備した施設等には、本対策名等を表示するものとする。

Ⅱ 産地競争力の強化を目的とする取組

第1 産地競争力の強化に向けた総合的推進

1 取組の概要

要綱別表のⅠのメニューの欄の1の取組の概要については、次に掲げるものとする。

(1) 土地利用型作物（稲、麦、豆類）の取組

土地利用型作物の生産性を飛躍的に向上させる観点から、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備を通じたタンパク質の含有量分析等穀類の品質の管理・評価体制の強化並びに米のカドミウム対策及び麦類の赤かび病対策等を推進。

稲については、担い手で構成される組織への施設運営委託等、担い手による戦略的な販売が可能な施設運営体制への転換を推進。また、新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ。）の生産拡大に向け、多収米品種の導入のための主食用米との区分集荷等の生産体制の確立を推進。

麦については、実需者ニーズを踏まえ品質・収量の向上及びその安定化を図るため、パン・中華めん用品種の普及、初冬播き技術等品質・収量向上に資する栽培技術体系の確立・普及等を推進。

豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ）については、①実需者の求める品質、ロット等により安定供給できる体制を確立する観点から、作付面積の拡大、単収の増加、品質の向上、新品種の導入を推進、②産地と実需者の結びつきを強化する観点から、産地情報等の受発信、契約栽培の推進、地産地消を中心とした需要拡大等を推進。

主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号。以下「種子法」という。）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）については、種子種苗生産関連施設等の整備により、種子生産における品質の向上や労働時間の削減等を推進。

(2) 畑作物・地域特産物（いも類、甘味資源作物（てん菜・さとうきび）、茶、そば、ハトムギ、こんにゃくいも、ホップ、繭、葉たばこ、いぐさ・畳表、薬用作物、油糧作物、染料作物、和紙原料等）の取組

いも類については、種子種苗生産関連施設や集出荷貯蔵施設等の整備により、安定的な種子種苗供給体制や実需者ニーズに対応可能な周年供給体制等を確立し、産地強化を推進。

甘味資源作物については、生産の安定化、省力・低コスト化等を推進するための共同育苗施設、集中脱葉施設等の整備を支援。

茶については、消費者ニーズに的確に対応した高品質で信頼性の高い茶の加工・流通体制を確立するため、優良品種系統への改植等の基盤整備、荒茶等の加工施設、集出荷貯蔵施設、防霜施設の整備等を推進。

そばについては、収量及び品質の安定した生産を行うための排水対策等の条件整備や地場加工による産地段階での付加価値向上のための処理加工施設等の整備を推進。

その他の畑作物・地域特産物については、共同化・機械化による低コスト・省力化を図るとともに、新品種や新たに需要が見いだされた品種の特性等に応じた栽培技術の普及など実需者の求める品質・価格等のニーズに対応可能な生産体制を確立し、契約栽培等を通じて国際化の進展にも対応し得る産地形成を推進。

（３）果樹の取組

産地の生産供給体制を整備し、消費者ニーズに的確に対応した特色ある果樹産地を構築するため、優良品種への改植、園内道の整備、園地改良等の園地基盤の整備、集出荷貯蔵施設、低コスト耐候性ハウスの整備等を推進。

（４）野菜の取組

消費者・実需者のニーズに的確に対応した野菜の安定供給体制を構築するため、施設栽培における初期コストの低減や出荷期間の拡大に資する低コスト耐候性ハウス、流通の合理化や鮮度保持に向けた集出荷貯蔵施設、付加価値や商品化率の向上を図る処理加工施設等の整備を推進。

（５）花きの取組

国産花きの強みの発揮及び花きの生産・流通コストの低減を図るため、産地オリジナル品種の育成・開発体制の構築に必要な種子種苗生産供給施設、姿・形が優れている高級花き供給体制の構築に必要な高度環境制御栽培施設、低コスト耐候性ハウス、集出荷貯蔵施設の整備等を支援。

（６）地産地消の取組

生産者と消費者の信頼関係の構築や地域の農業と関連産業の活性化を図るため、地産地消の取組に必要な農産物処理加工施設（加工施設、直売施設、交流施設）、集出荷貯蔵施設、地域食材供給施設の整備を推進。

（７）環境保全の取組

環境と調和した持続的な農業生産方式の確立を図るため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律175号)に基づく有機農産物の生産技術に適合した農産物、特別栽培農産物に係る表示ガイドライン、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)に基づき、環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設、地力増進法(昭和59年法律34号)に基づく不良土壌地の改善、小規模公害防除を目的とした土壌・土層改良等の整備に関する支援を推進。

（８）畜産周辺環境影響低減の取組

畜産に起因する悪臭や排水による周辺環境への影響を低減し、環境に配慮した畜産経営を確立するために必要な脱臭施設や浄化処理施設の整備を推進。

（９）地球温暖化対策の取組

水田において稲わらすき込みからたい肥施用への転換を促進する有機物処理・利用供給施設を整備することで、その取組を加速させ、水田土壌由来の温室効果ガスであるメタンガスの排出量を削減。

ナタネ等油糧作物の生産から、搾油・製油等の処理加工、食用油の供給、廃食油の回収、バイオディーゼル燃料の製造及び農業生産への利用という循環型の取組を促進する農産物加工処理施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設を整備することで、この取組を加速させ、農業生産に使用する燃料を軽油からバイオディーゼル燃料へ転換し、農業生産に伴い排出される化石燃料由来の温室効果ガスの排出量を削減。

(10) 畜産生産基盤育成強化の取組

地域内一貫生産体制の確立や効率的生産のための外部化・分業化のための施設、消費者ニーズに対応した畜産物の加工施設、支援組織の育成及び再編統合、事業規模の拡大・多角化に必要な施設、哺乳ロボットを活用した超早期離乳等の新たな生産方式の普及、子牛生産部門の協業化、酪農地域における肉専用種繁殖経営の導入のための施設、畜産経営を円滑に継承するための離農跡地等の条件整備等を推進。

(11) 飼料増産の取組

自給飼料生産拡大による自給飼料に立脚した畜産生産構造への転換を図るため、自給飼料生産基盤の強化、高生産性飼料生産システムの確立、TMRセンターの設置、日本型放牧の拡大、公共牧場の効率的利用、未利用地を活用した放牧等の畜産利用、地域未利用資源の飼料利用等に必要な条件整備、施設の整備を推進。

単収向上、生産の効率化等自給飼料生産に係る新技術の確立・普及等に必要な条件整備の推進。

(12) 家畜改良増殖の取組

肉用牛の改良を図るため、肉用牛検定施設及び和牛受精卵供給施設の整備を推進。

中小家畜（豚、鶏）の改良増殖を図るため、改良施設の整備を推進。

馬の改良増殖を図るため、馬の育成施設の整備を推進。

特用家畜（めん羊、山羊、みつばち、地鶏等）の振興を図るため、簡易な飼養施設、処理加工施設等の整備を推進。

乳用雌牛又は肉用繁殖雌牛の貸付け及び譲渡を推進。

(13) 食肉等流通体制整備の取組

産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設における処理の効率化や品質の向上及び機能向上・改善のための施設整備、家畜取引における近代化・合理化及び環境・衛生対策等のための施設整備を推進。

(14) 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用（稲、麦、大豆等）の取組

担い手が主体となった主食用米の戦略的販売を推進する観点から、担い手で構成される組織への施設運営委託やサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、多様なニーズに対応した小ロット貯蔵の実現、通年安定供給のための品質分析・管理機能の向上等のための改修等の取組を支援。

また、麦、大豆、新規需要米等の計画的な増産に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等の再編利用計画の策定を要件として、水稻専用施設の大豆との汎用利用や主食用米と新規需要米の区分集荷・保管等のための改修等を支援。

(15) 集出荷貯蔵施設等再編利用（野菜、果樹、花き）の取組

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の複数の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の再編利用計画の策定を要件として、効率的かつ低廉に流通コストの低減を図るための当該施設の新設、増設、補修、更新及び模様替えを支援。

(16) 農産物処理加工施設等再編利用（茶）の取組

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の農産物処理加工施設等の再編利用計画の策定を要件として、当該施設の新設、増設、補修、更新及び改修を支援。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

ア 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

イ 事業の実施にあつては、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、配分基準通知に定めた成果目標の達成のための推進活動が行われているものとする。

ウ 交付対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、整備事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

エ 整備事業を実施した事業実施主体は、Iの第5にかかわらず、以下の施設等については、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する農業者から、点検シートの提出を受け、点検を実施した旨を確認するものとする。

(ア) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のア

(イ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のイのうち飼料増産に係るもの

(ウ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のエ

(エ) 要綱別表のIのメニューの欄の(1)の整備事業のオのうち畜産生産基盤育成強化及び飼料増産に係るもの

オ 共同利用施設の整備に当たっては、都道府県知事は、一個人に受益がと

どまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、実施計画の審査等においても留意するものとする。

カ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず5戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、5戸以上となるように努めるものとする。

キ 都道府県知事は、要綱第7の2による点検及び第8の2による点検評価を実施した結果、整備事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（（ア）又は（イ）に掲げる場合等）にあっては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式2号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

（ア）施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

（イ）処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

ク 整備事業で実施する共同利用施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、増築、併設等、合体施行若しくは、直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成18年9月8日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

ケ 共同利用施設の整備に対する交付は、既存共同利用施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新。）は、交付の対象外とするものとする。

ただし、Ⅱの第1の1の（14）の穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組、（15）の集出荷貯蔵施設等再編利用の取組及び（16）の農産物処理加工施設等再編利用の取組を実施する場合にあっては、この限りでない。また、共同利用施設の附帯施設のみの整備は、交付の対象外とするものとする。

コ 共同利用施設の整備のための計画策定における能力及び規模は、アンケート調査等により、農業者の共同利用施設の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の施設の保有状況及び利用継続が見込まれる年数等を明らか

にすることにより適切な能力及び規模の決定を行うものとする。

サ 共同利用施設の整備に当たっては、産地の実情及び担い手動向に即し、担い手を目指す農家及び生産組織の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするよう次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 担い手を目指す農家及び生産組織の計画と十分調整を行うとともに、運営については、これらの意向が反映されるよう、これらが積極的に参画し、又は運営の主体となるよう努めるものとする。

(イ) 必要に応じ、共同利用施設の利用率の向上及び処理量の増大が図られるよう適正な品種の組み合わせ、作期の分散等に配慮するとともに、農産物の処理加工に当たっては、農産物の処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

シ 共同利用施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、要綱及び本要領に定めがないものについては、交付の対象外とするものとする。

ス 事業実施主体以外の者に貸付けることを目的として共同利用施設を整備する場合については、次によるものとする。

(ア) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。

(イ) 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）及び土地改良区に限るものとする。

(ウ) 当該施設の受益戸数は、原則として、5戸以上とする。

(エ) 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。

(オ) 貸借契約は、書面によって行うこととする。

なお、事業実施主体は、賃借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

セ 果樹について、当該都道府県において、対象品目に係る果樹収穫共済の引き受けが行われている場合にあつては、受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入率が当該都道府県平均以上であること又は当該都道府県平均以上となることが確実と見込まれること。

また、野菜、果樹又は花きについて、共済引受対象となる生産技術高度化施設を整備する場合にあつては、園芸施設共済への加入が確実と見込まれること。

ソ 果樹の取組のうち、うんしゅうみかん及びりんごを対象とする場合については、果実等生産出荷安定対策実施要綱（平成13年4月11日付け12生産第2774号農林水産事務次官依命通知）第2の1に基づき、需給調整の適切

な推進のため、生産出荷目標の配分を受けている地域において優先的に実施するよう配慮するものとする。

タ 地産地消の取組を実施する場合にあっては、当該取組に係る農畜産物が生産される市町村又は事業実施主体が、「地産地消の実践的な計画の策定について」（平成17年6月15日付け17生産第1432号農林水産省生産局長通知）に基づき、地域における地産地消の実践的な計画を策定し、その計画に基づいた推進がなされること。

チ 海外に向けた販路拡大に係る整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体は、海外に向けた販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等を行い、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれること。

また、高品質な食肉等を海外に輸出するために必要な施設整備を実施する場合にあっては、輸出に係る施設を輸出先国の衛生条件等に合致させるとともに、生産から処理・加工、販売までの各段階における輸出体制の整備が確実であることと見込まれること。

ツ 小規模公害防除の取組は、次のいずれかに該当する地域において実施できるものとする。

（ア）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号。以下「農用地土壌汚染防止法」という。）第3条第1項の規定に基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているもの

（イ）「カドミウムによる環境汚染暫定対策要領」（昭和44年9月11日付け環公第9098号厚生省環境衛生局長通知）3-3-2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

（ウ）公害健康被害の補償等に関する法律施行令（昭和49年政令第295号）別表第2に掲げる地域であって、農用地土壌汚染防止法第5条の規定に基づく農用地土壌汚染対策計画に準じた計画を策定している地域

テ 飼料増産の取組を実施する場合には、事業実施地域において、飼料増産に係る推進計画が作成されているか、又は作成されることが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であることとする。

ト 稲、麦、大豆、果樹及び野菜を対象とした整備事業を実施する事業実施主体は、原則として、事業実施状況の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から記録済みの生産工程管理手法のチェックシートの提出を受けることなどにより、生産工程管理手法の導入が図られるよう努めるものとする。

ただし、施設等を利用する生産者が不特定多数である等、チェックシー

トの提出を受ける生産者の特定が困難な場合は、この限りではない。

また、事業等の事業実施主体あたりの当該農業者の数が多数に及ぶ場合等においては、そのうち一定割合を抽出して確認する方法でもよいこととする。

なお、チェックシートについては、「農業生産工程管理手法（GAP手法）の導入及び推進について」（平成19年4月6日付け19生産第11号農林水産省消費・安全局長、生産局長、経営局長通知）に示す「GAP手法（基礎的GAP手法）のモデル」（平成19年3月31日付け農林水産省ホームページにおいて公開した「基礎GAP」）の生産者用における必須項目の内容を含むものとする。

ただし、チェックシートに必須項目の内容が含まれていない場合においては、別途、必須項目の内容をチェックした書類を添付することでも可とする。

（注）生産工程管理手法とは、生産者自らが、①農作業の計画を立て、チェックシートを定め、②チェックシートを確認し農作業を行うとともにこれを記録し、③記録を点検しつつ、改善点を見出し、④次回の作付けに活用するという工程管理を行うための一連の手法のことをいう。

ナ 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組にあつては、米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設であつて、要綱別表のⅠのメニューの欄の（１）の整備事業のエのうち乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設又は集出荷貯蔵施設の整備を行うことができるものとする。

ニ 穀類乾燥調製施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の（ア）から（エ）までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（ア）再編利用計画の趣旨

麦、大豆、新規需要米等自給率向上戦略作物、その他都道府県知事の特認を受けた作物（主食用米を除く）の増産に取り組む地域及び担い手が主体となった主食用米の戦略的販売に向け、担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与等に取り組む地域において、既存の複数の穀類乾燥調製貯蔵施設等を再編利用することにより、担い手を中心とした効率的な施設利用体制の再構築や低廉な乾燥調製サービスの提供を図ることを旨とした計画とする。

（イ）再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

（ウ）再編利用計画の内容等

a 計画期間

計画期間は取組実施年度から5年間とする。

b 再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目	
1	対象作物の現状及び成果目標 (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 (2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の成果目標 ※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度（5年後）について成果目標を記載する。
2	穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況 (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様（施設能力、しゅん功年等）、直近年度における利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等 (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、再編後の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等
3	施設の再編利用のための事業計画 (1) 再編利用するための再編整備事業計画 (2) 取組実施年度における具体的な事業内容 ※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、将来の増産計画に見合った、過剰な施設整備とならないよう留意すること。
4	担い手への優先配慮 担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項
5	その他 都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式8号により取りまとめ、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、別紙様式11号により取りまとめ、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目
1 対象作物の現状及び成果目標 (1) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量 (2) 本計画の対象となる産地の範囲、産地における対象品目の農家戸数、生産面積、生産量の取組の成果 ※なお、取組実施年度から2年後、計画最終年度(5年後)についての成果目標に変更があった場合はその旨を記載する。 2 穀類乾燥調製貯蔵施設等の現状及び再編後の状況 (1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様(施設能力、しゅん功年等)、事業実施前の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等 (3) 本計画の対象となる施設の種類及び仕様、現在の利用率及び取扱数量、利用料金、機能分担並びに課題等 3 再編利用するための再編整備事業計画 4 担い手への優先配慮 担い手集団への穀類乾燥調製貯蔵施設の運営移譲、担い手へのサイ

ロ等施設の部分貸与や利用料金の割引等、担い手に対する優先配慮事項

5 その他

取組状況報告に必要な項目

ヌ 集出荷貯蔵施設等再編利用の取組にあつては、野菜、果樹又は花きの集出荷貯蔵又は処理加工に係る施設であつて、要綱別表のⅠのメニュー欄の（１）の整備事業のエのうち集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設の整備を行うことができるものとする。

ネ 集出荷貯蔵施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の（ア）から（エ）までに定める再編利用計画を別紙様式７号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

（ア）再編利用計画の趣旨

野菜、果樹、花きの持続的かつ安定的な供給体制の構築に取り組む地域において、既存の複数の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設を再編利用することにより、流通コストの低減を図ることを旨とした計画とする。

（イ）再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独で策定する若しくは再編対象施設の受益者又は利用施設の新たな受益者等と共同で策定するものとする。

（ウ）再編利用計画の内容

再編利用計画には、次に掲げる事項が含まなければならない。

再編利用計画に記載しなければならない項目

1 対象品目の現状及び目標

本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の現状及び目標

※なお、取組実施年度から２年後を目標年度とする。

2 対象施設の現状及び再編後の状況

（１）本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針

（２）本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等

（３）本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用

率、利用料金等

※再編前と再編後の対象施設の配置図、利用料金や運送費が低減する算出根拠を示すこと。

3 施設の再編利用のための事業計画

※可能な限り既存施設を有効利用することを前提とし、新設の場合は既存施設の有効利用の場合の事業費見積額と比較した事業費低減効果を示すこと。

4 その他

都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、各年度の再編利用計画の取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目

1 対象品目の現状及び目標

本計画の対象品目ごとの作付面積、出荷量、販売額、主な販売先の目標の達成状況

※なお、目標に変更のあった場合はその旨を記載する。

2 対象施設の現再編後の状況

(1) 本計画の対象施設の再編利用についての基本的な方針

(2) 本計画の対象施設ごとの規模、対象品目、処理量、利用状況、利用率、利用料金等の現状及び課題等

(3) 本計画の対象施設ごとの再編後の規模、対象品目、処理量、利用率、利用料金等 ※再編前後の施設の位置及び受益地域を示した地図を添付すること。
3 施設の再編利用のための事業計画
4 その他 取組状況報告に必要な項目

ノ 農産物処理加工施設等再編利用の取組とは、茶の加工に係る施設であって、要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)の整備事業のエの(エ)のうち荒茶加工施設、仕上茶加工施設の整備を行うことができるものとする。

ハ 農産物処理加工施設等再編利用の取組を実施する事業実施主体においては、以下の(ア)から(エ)までに定める再編利用計画を別紙様式7号により作成し、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 再編利用計画の趣旨

茶の計画的な生産力の強化に取り組む地域において、既存の荒茶加工施設等を再編利用することにより、効率的な施設利用体制の再構築や付加価値の高い茶の加工に適した施設利用体制の再構築を旨とした計画とする。

(イ) 再編利用計画策定主体

再編利用計画は、事業実施主体が単独若しくは農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体その他農業者の組織する団体等と共同で策定するものとする。

(ウ) 再編利用計画の内容

再編利用計画に記載しなければならない項目	
1	茶生産・加工の現状及び成果目標 本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶、仕上茶加工施設）の現状及び目標 ※なお、取組実施年度から2年後を目標年度とする。ただし、茶の改植の取組を施設の再編利用と併せて実施する場合にあっては、5年後を目標年度とすることも可とする。
2	農産物処理加工施設等の現状及び再編利用後の状況

(1) 本計画の対象となる施設の再編利用についての基本的な方針 (2) 本計画の対象となる施設の現状の取扱数量、施設における課題等 (3) 本計画の対象となる施設の再編利用後の取扱数量、期待される効果等
3 再編利用のための事業計画 事業実施年度における具体的な事業内容 ※なお、事業計画の策定に当たっては、可能な限り既存施設を有効活用することを前提とし、過剰な施設整備とならないよう留意すること。
4 その他 都道府県知事が計画の審査等を行うに当たって必要とする項目

(エ) 再編利用計画の承認等

- a 再編利用計画策定主体は、再編利用計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。
- b 都道府県知事は、aにより提出された再編利用計画について、取組の計画の内容が目標達成の観点から妥当と認められるときは、承認を行うものとする。
- c 都道府県知事は、bに基づき承認した再編利用計画について、別紙様式9号により地方農政局長等に報告するものとする。
- d 再編利用計画策定主体は、以下に掲げる項目を含めて、再編利用取組状況報告書を別紙様式10号により作成の上、再編利用計画の最終年度の翌年度の5月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- e 都道府県知事は、dに基づく報告があった場合は、当該年度の7月末までに別紙様式12号により地方農政局長等に報告するものとする。

再編利用計画の取組状況報告書に記載しなければならない項目
1 茶生産・加工の再編利用後の状況 本計画の対象となる産地の範囲、農家戸数、栽培面積、生産量、販売額、主な販売先、茶加工施設数（荒茶・仕上茶加工施設）
2 農産物処理加工施設等の再編利用後の状況 (1) 本計画の対象となる施設の再編利用後の状況 (2) 本計画の対象となる施設の取扱数量、再編利用後の成果等

- | |
|---|
| <p>3 再編利用における取組実績
再編利用計画期間中における具体的な取組実績</p> <p>4 その他
取組状況報告に必要な項目</p> |
|---|

(2) 事業実施主体

ア 農事組合法人（「農業協同組合法」（昭和22年法律第132号）第72条の3に規定する農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体（要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(10)の「生産局長等が別に定める」団体とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとする。以下同じ。）が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有していなければならないものとする。

イ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める消費者団体」とは、「消費者の権利・利益の擁護・維持を目的又は活動内容に含み、消費者によって自主的に組織された団体及びこれに準ずる団体で、消費者のための活動を恒常的に行っている民間団体（企業・業界団体は除く。）」とし、かつ次の要件をすべて満たす団体とする。

(ア) 名称、事務所、会員、役員の構成、事業運営、会計年度等について規定された規約等により適正な運営が行われていること。

(イ) 営利を目的としないものであること。

(ウ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。

(エ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

(オ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にあるものを又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(カ) 構成人数が原則として20人以上の団体であること。

ウ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(11)の「生産局長等が別に定める市場関係者」とは、次に掲げるものとする。

(ア) 中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であって、地方公共団体又は第3セクターによって構成されているもの。

(イ) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者、農業者団体で構成する団体又は協議会（会則等の定めがあるものに限る。）であって、営利を目的としないもの。

エ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(14)の民間事業者は、次の要件を満たすものとする。

地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）由来の肥料を生産し、又は、生産しようとするもので、地区内の農業者に供給している、又は供給することが確実であること。

オ 要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の１の（１５）の特認団体は、次のとおりとする。

（ア）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、これらの者が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（イ）その他事業目的に資するものとして都道府県知事から協議のあった団体

（３）交付率

ア 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の6以内とするものとする。

（ア）対象作物がさとうきび及びパインアップルの場合

（イ）沖縄県において畜産生産基盤育成強化の取組に係る畜産物処理加工施設、家畜飼養管理施設及び離農跡地・後継者不在経営施設を整備する場合

イ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の10分の4以内とするものとする。

（ア）稲（種子用を除く。）を対象とした共同育苗施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合

（イ）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち内部設備を整備する場合

ウ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、次に掲げる場合とし、交付率を事業費の3分の1以内とするものとする。

（ア）乾燥調製施設（乾燥能力の設定を米（種子用を除く。）以外の作物で行うものを除く。）を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備、処理加工施設、副産物処理加工施設及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

（イ）米（種子用を除く。）を対象とした集出荷貯蔵施設を中山間地域等以外の地域において整備する場合における当該施設の集排じん設備及び建物並びにこれらの附帯施設の整備及び基礎工事を行う場合

（ウ）野菜を対象とする省エネルギーモデル温室のうち温室本体を整備する場合

（エ）野菜を対象とする種子種苗生産関連施設のうち、種子種苗大量生産施設を整備する場合

（オ）畜産物処理加工施設として、産地食肉センター及び食鳥処理施設の衛生管理施設、環境保全施設、T S E 対応施設、たい肥化施設（汚物等の高度処理により肥料化を図るためのものに限る。）及び副産物等処理施設（副産物等の高度処理により飼料等に加工するためのものに限る。）、鶏卵処理施設の殺菌装置及び洗浄装置、家畜市場の環境及び衛生に係る施設並びに機能高度化施設以外について整備する場合

(カ) 大豆を対象とする処理加工施設のうち食品事業者が処理加工機器を整備する場合

エ 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める率は、農用地土壌汚染防止法第3条第1項の規定のに基づき指定された農用地土壌汚染対策地域（農用地土壌汚染対策地域に隣接する地域であって、当該農用地土壌汚染対策地域に準じて一体として事業を施行することが必要と認められる地域を含む。）であって、同法第5条に基づく農用地土壌汚染対策計画を策定しているものにおいて、小規模公害防除の取組を実施する場合とし、交付率を事業費の20分の11以内とするものとする。

(4) 採択要件

ア 配分基準通知の別表2-1-①及び2-1-②に定める成果目標については、達成すべき成果目標の同じ取組の中からいずれか2つまでを満たす目標を設定すること。満たさない場合は、事業実施地区の認定農業者数が、計画時に比べ50%以上増加又は当該市町村の過去5年間の認定農業者の増加率以上となる目標を設定すること。

イ 事業実施主体が、要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の(1)の定めにかかわらず、都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、3戸以上であれば事業実施主体として認めることができる。

ただし、事業実施主体が農業者等の組織する団体である場合において、次のいずれかの要件を満たす場合にあっては、3戸未満であっても事業実施主体として認めることができる。この場合にあっては、事業実施主体は、事業実施計画に別記様式1号の事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。

(ア) 事業の実施計画策定時に、特定農業法人（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、c及びdの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 本事業終了後5年間引き続き特定農業法人であるか、基盤強化法第23条第4項の農用地の利用の集積を行うこと。

b 特定農用地利用規程（基盤強化法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

c 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

d 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

(イ) 事業の実施計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同

組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人（「農地法」（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）であって、次の要件をすべて満たすものであること。

なお、b及びcの目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

- a 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- b 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- c 当該法人の行う農業に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ウ 整備事業の上限事業費

要綱別表のメニューの欄のうち次に掲げる共同利用施設にあっては、その額を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、交付対象上限事業費を超えて施工する必要があると都道府県知事が特に認めた場合にあっては、各都道府県への交付金の配分額の中からこの額を超えて配分対象とすることができるものとする。

整備事業の内容		上限事業費
共同育苗施設	水稻（種子用を除く。）共同育苗施設に限る。	育苗対象面積1ヘクタールにつき900千円、ただし、100ha未満の場合は1,600千円
乾燥調製施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。	計画処理量1トンにつき450千円
穀類乾燥調製貯蔵施設	種子用の場合並びに穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用の取組のうち既存施設の改修等を実施する場合を除く。	米にあっては計画処理量1トンにつき245千円、ただし、計画処理量2千トン未満の場合は315千円 麦にあっては計画処理量1トンにつき450千円
農産物処理加工施設	茶に限る。	原料の計画処理量1トンにつき1,600千円
集出荷貯蔵施設（りんご）	選果機（選果機のみを整備する場合を含む。）建物	計画処理量1トンにつき380千円 計画処理量1トンにつき135千円 115千円/㎡
集出荷貯蔵施設（なし）		計画処理量1トンにつき270千円
集出荷貯蔵施設（かんき		計画処理量1トンにつき170

つ)	選果機(選果機のみを整備する場合を含む。)	千円 計画処理量 1 トンにつき 90 千円 ただし、計画処理量 5 千トン未満の場合は 135 千円
	建物	70 千円 / m ²
集出荷貯蔵施設 (野菜)	きゅうり、トマトに限る。	計画処理量 1 トンにつき 270 千円
地域食材供給施設	上限規模は延べ床面積 1000 m ² とする。	延べ床面積 m ² 当たり 29 万円
農作物被害防止施設	防霜施設	6,400 千円 / ha
	防風施設	41,970 千円 / ha
有機物処理利用施設	たい肥等生産施設	480 千円 / t
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	24 千円 / m ²
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 36 千円 / m ² 哺育育成牛用 23 千円 / m ²
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	45 千円 / m ²
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	59 千円 / m ²
	ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48 千円 / m ²
	家畜改良施設	216 千円 / m ²
	畜産新技術に係る施設	225 千円 / m ²
畜産物処理加工施設	産地食肉センター	6,000 千円 × 1 日当たりの処理能力 (豚換算頭数)
	T S E 対応施設	8,200 千円 × 牛 1 日当たりの処理能力
	食鳥処理施設	200 千円 × 1 日当たりの処理能力
	鶏卵処理施設	100 千円 × 1 年当たりの処理能力
家畜市場		5,000 千円 × 子牛市場の開催日 1 日当たりの取引頭数
家畜排せつ物処理利用施設	堆肥舎	35 千円 / m ²
	屋根掛け	21 千円 / m ²
	尿貯留施設	30 千円 / m ³
飼料作物関連施設	バンカーサイロ	7 千円 / m ³
	乾草舎	45 千円 / m ²
	飼料調製施設	25 千円 / m ²
	優良種子増殖施設	57 千円 / m ²
	種子貯蔵庫	33 千円 / m ²
	飼料分析指導室	203 千円 / m ²
	種子精選機	16,560 千円 / 台
	脱粒剥皮機	2,610 千円 / 台
	種子乾燥機	18,090 千円 / 台
	栄養分析器	9,900 千円 / 台
	ミネラル分析器	1,170 千円 / 台
	土壌分析器	630 千円 / 台

(注) 1 共同利用施設については施設本体の建設及び設置に必要な経費を対象と

し、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は対象としない。

2 選果機には荷受け、箱詰め、出荷に係る設備を含む。

エ 実施要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（４）の生産局長等が定める場合とは、小規模公害防除を実施する場合とする。

ただし、（５）のアの（ア）のfの（c）により土壌土層改良（Ⅱの第１の２の（１）のテの地域において実施するものに限る。）と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められ、同地域の区域外で実施する農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに附帯する事業をいう。）及びかんがい用排水施設の新設又は改修については、費用対効果の算定を行うものとする。

オ 要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（５）に定める総事業費に満たない場合にあっても、要領第１の３に定める費用対効果分析を実施し、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合にあつては、当該事業を実施できるものとする。

カ 面積要件等

(ア) 要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（３）の生産局長等が別に定める事業対象作物の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、環境保全の取組を対象に共同利用施設を導入する場合にあっては、導入が見込まれる農地面積がおおむね５ヘクタール以上であることとする。

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	50ヘクタール	・原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。 ・受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はb要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	麦	北海道：60ヘクタール 都府県：30ヘクタール	
	豆類		
	大豆	20ヘクタール	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
	主要農作物種子		
	稲	指定種子生産ほ場（種子法第3条第1項の規定により指定された指定種子生産ほ場をいう。以下同じ。）の面積が25ヘクタール	
	麦	指定種子生産ほ場の面積が15ヘクタール	
	大豆	指定種子生産ほ場の面	

		積が5ヘクタール	
畑作物・地域特産物	いも類	北海道：50ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は500ヘクタール） 都府県：25ヘクタール（複数市町村にまたがる広域的な産地の場合は250ヘクタール）	
		ばれいしょ	・種子種苗生産関連施設を整備する場合とする。
		かんしょ	
	茶	10ヘクタール ただし、事業を効果的に実施できる程度にほ場が集団化されていること又は集団化されることが確実と見込まれること。	
	てん菜	50ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。以下さとうきびにおいて同じ。）の区域内にあること。	
	さとうきび	10ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域の区域内にあること。	
	こんにゃく	10ヘクタール ただし、種苗用については30ヘクタール	・地域特産物の栽培ほ場が事業を効率的に実施できる程度に集団化していること又は集団化することが確実と見込まれること。
	そば	5ヘクタール	
	ハトムギ	10ヘクタール ただし、1ヘクタール以上の団地の合計面積が地区内作付面積のおおむね50パーセント以上であること又はそのための計画が策定されていること。）	
	葉たばこ なたね ホップ	10ヘクタール	
	染料作物	5ヘクタール	
	その他地域特産	2ヘクタール	

	物		
	蚕	集団化かつ使用している桑園が2ヘクタール以上、かつ、当該桑園に近接する使用桑園を含めて10ヘクタール以上のまとまりがあること。 なお、クヌギ等桑以外の飼料樹園地にあつては、1ヘクタール以上であることとする。	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール ただし、種子種苗生産関連施設を整備する場合にあつては、かんきつ類で100ヘクタール、落葉果樹で50ヘクタールとする。	・中晩かん（いよかん、なつみかん、はっさく及びネーブルオレンジ）の需給不均衡の早急な解消のため、総合的園地再編整備計画策定地区において都道府県が定める計画に即し、中晩かんを他の果樹へ転換する小規模土地基盤整備及び農作物被害防止施設整備を実施する場合においては、その受益面積については、おおむね50アール以上とする。
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	10ヘクタール ただし、沖縄県にあつては5ヘクタール	
	施設野菜	5ヘクタール	
	露地野菜	2ヘクタール	・都市近郊地域（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号）の農業地域類型区分別基準指標において、都市的地域に分類されている地域を含む市町村）において事業を実施する場合とする。ただし、野菜の種類を問わず生産緑地が主たる対象である場合にあつては、生産緑地の面積が500平方メートル以上であることとする。
	施設野菜	5,000平方メートル	
花き	露地花き	5ヘクタール	
	施設花き	3ヘクタール	

(イ) 中山間地域等において事業を実施する場合にあつては、上記にかかわらず、事業対象作物の作付（栽培）面積がおおむね次に掲げる規模以上であることとする。

なお、中山間地域等とは、次に掲げる地域とする。

- a 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に基づき、振興山村に指定された地域
- b 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に

に基づき、公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）

c 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項に基づき、離島振興対策実施地域として指定された地域

d 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項に基づき、半島振興対策実施地域に指定された地域

e 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号。以下「特定農山村法」という。）第2条第1項に規定する特定農山村地域として公示された地域

f 「農林統計に用いる地域区分の制定について」において、中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域

取組名	品目	面積要件	留意事項
土地利用型作物	稲	10ヘクタール ただし、原則として、受益地区の水田面積の2分の1以上において、おおむね10アール以上の区画整理が行われていること又は本対策の実施時において、水田の都道府県営ほ場整備事業、団体営ほ場整備事業等について、実施年次等が具体的に定められている計画が樹立されているものとする。	・受益地区内に水田がある場合は次に掲げるa又はbの要件を満たす地区であること。 なお、受益地区が複数の地域水田農業ビジョンを策定する地区を含む場合は、5割以上の地区において次に掲げるa又はb要件を満たしていること。 a 受益地区内の水田において生産される事業対象作物の作付面積の3分の2以上が1ヘクタール以上に団地化されることが確実であること。 b 事業の受益地区が事業対象作物の2以上の主要作業を3ヘクタール以上実施している担い手が存在する地区であって、さらに、地区内のおおむね5割以上の事業対象作物の主要作業が集積されることが確実であること。
	豆類		
	大豆	10ヘクタール ただし、付加価値の高い大豆生産を実施していること又は実施することが確実と見込まれること。	
	雑豆 落花生	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		2ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	主要農作物種子（稲）	指定種子生産ほ場の面積が10ヘクタール	
畑作物・地域特産物	ばれいしょ	北海道：25ヘクタール 都府県：10ヘクタール	
		北海道：10ヘクタール 都府県：5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。
	かんしょ	10ヘクタール	
		5ヘクタール	・付加価値を高めること等により新たな需要が見込まれる場合とする。

			れる場合とする。
	茶	5ヘクタール	
	てん菜	20ヘクタール ただし、事業実施地区が指定地域（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第19条の指定地域をいう。）の区域内にあること。	
	なたね こんにゃく ホップ	5ヘクタール	
	染料作物	3ヘクタール	
果樹	果樹農業振興特別措置法施行令（昭和36年政令第145号）第2条に定める果樹	10ヘクタール	・中晩かん（いよかん、なつみかん、はっさく及びネーブルオレンジ）の需給不均衡の早急な解消のため、総合的園地再編整備計画策定地区において都道府県が定める計画に即し、中晩かんを他の果樹へ転換する小規模土地基盤整備及び農作物被害防止施設整備を実施する場合には、その受益面積については、おおむね50アール以上とする。
	上記以外の果樹	3ヘクタール	
野菜	露地野菜	5ヘクタール	
	施設野菜	3ヘクタール	
花き	露地花き	3ヘクタール	
	施設花き	2ヘクタール	

(5) 共同利用施設等の基準

要綱別表のⅠのメニューの欄の(1)の耕種作物小規模土地基盤整備、飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備、耕種作物共同利用施設整備、畜産物共同利用施設整備については、次のとおりとする。

共同利用施設等	補助対象基準
耕種作物小規模土地基盤整備	・市町村又は事業実施地区全体の土地基盤整備の計画に留意しつつ、事前に土地改良事業を実施する土地基盤関係部局との調整を十分に行うものとする。 ・受益面積は、原則として1ヘクタール以上、5ヘクタール未満とする。 ただし、果樹及び茶の取組のうち、土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領（平成19年8月1日付け19企第101号農林水産省大臣官房長通知）別表の1の(1)の基盤整備）において、助成対象とならない優良品種系統等への改植・高接及びこれと一体的に行う園地改良にあつては、上記に定める事業規模以上についても実施できるものとする。 ・地域の実情等に応じ、事業費の低減を図るため適切と認める場合には、直営施工を推進するものとする。 ・用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、「土地改良事業に伴う用地等の取得及び損失補償要綱について」（昭和38年3月23日付け農地第251号（設）農林省農地局長通知）を準用するものとする。 ・水田農業構造改革対策実施要綱に基づく水田農業構造改革対策の円滑な推進を図るため、極力、通年施行方式（水田農業構造改革対策実施要綱別紙1の第5の1の(3)の土地改良通年施行をいう。）により行うものとする。
ほ場整備	
園地改良	・茶を対象とする場合、作業の機械化による省力化及び低コスト化を前提とし、既存園の整理に伴う処理、うね向き変更等をいうものとする。
農道整備	・全幅員が、支線道路にあつては、おおむね3メートル以上、耕作道にあつては、おおむね2メートル以上のものとする。 なお、かんきつ産地を対象とした農道整備の場合にあつては、「かんきつ産地緊急対策事業に係る農道整備について」（平成元年7月7日付け元農蚕第4392号農林水産省農蚕園芸局長通知）に準ずるものとする。
優良品種系統等への改植・高接	・果樹を対象とする場合、優良品種系統等への改植又は高接の農業経営上の得失を踏まえ、当該地域の品種構成、対象となる園地の樹齢及び樹勢等を勘案し、長期的にみてどちらの手法がより効果的であるかを十分検討の上、次に掲げる（a）から（f）までに定めるところに

より実施できるものとする。

(a) 優良品種系統等への改植・高接の実施に当たっては、傾斜地に立地することが多い果樹産地の実情にかんがみ、労働生産性の向上による中長期的な産地の維持及び発展を図る観点から、園地改良又は農道整備との一体的な実施（総合的園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。）について、特に留意するものとする。

(b) 交付対象とする「優良品種系統等」は、「果樹農業振興基本方針」（平成17年3月30日公表）及びその関連通知並びに都道府県が定める計画又は果樹産地構造改革計画に即したものであるものとする。

なお、当該地域の自然的条件並びに極早生みかん対策に係る計画の策定及びその取組状況等から、高品質果実生産が確実に行われると認められる場合を除き、「優良品種系統等」には極早生みかん系統を含まないものとする。

(c) 優良品種系統等であっても、原則として、転換元と同じ品種系統等への転換は対象としないものとする。ただし、わい化栽培等客観的なデータに基づき大幅な生産性向上に資すると都道府県知事が認める技術を新たに導入する場合にあっては、この限りではない。

(d) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とするものとする。

(e) 交付対象とする事業は、防除、選果、出荷等の作業又は販売が、受益農業者によって共同で行われるものに限るものとする。

(f) 事業実施主体は、優良品種系統等への改植・高接の対象となった園地の管理状況の把握に努め、受益農業者又はその後継者等により、継続的な営農及び適正な管理が行われるよう、継続的に指導を実施するものとする。

・茶の場合にあっては、茶の需要動向を踏まえ、より付加価値の高い、特色ある品種の導入を図ることを基本とし、当該産地の品種構成についても十分に検討の上、次に掲げる（a）から（c）までに定めるところにより実施できるものとする。

(a) 事業の実施に当たっては、園地改良と一体的に実施する場合、病虫害の伝染源となる恐れがあると認められる場合その他の特に必要が認められる場合に限るものとする。について特に留意するものとする。

(b) 交付の対象とする「優良品種系統等」とは、農林水産省登録品種、都道府県育成品種等とする。なお、優良品種系統等であっても、転換元と同じ品種への改植については、原則として交付対象外とするものとする。

ただし、摘採作業の効率性の大幅な向上に資する機械化又は共同化等により、品種の分散によることなく、茶園管理の十分な生産性が確保されると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

(c) 園地の移動を伴う場合は、移動元の園地に該当する面積のみを交付対象とする。

・桑の場合にあっては、園地改良等と一体的に実施する場合（総合的

	園地再編整備計画に即した事業による基盤整備園へ植栽する場合を含む。)、病虫害の伝染源となるおそれがあると認められる場合、品種構成の適正化を推進する場合及びその他の特に必要が認められるものに限るものとする。
暗きょ施工	
土壌土層改良	・浅層排水、心土破碎、石れき除去、客土、心土肥培、混層耕等を実施できるものとする。水稻のカドミウムの吸収抑制のための土壌改良資材の散布については事業対象としない。 ・環境保全の取組において、土壌土層改良を対象として事業を実施する場合にあっては、土壌機能の増進に係る次の要件を満たす地域であることとする。 なお、土壌土層改良と併せて行うことが技術的又は経済的に必要かつ妥当と認められる農道整備、ほ場整備（区画整理及びこれに付帯する事業をいう。）及び暗きょ施工を実施できるものとする。 また、土壌土層改良のうち、土地改良事業において、助成対象とならない石れき除去、地域水田農業ビジョンに基づき施策を実施する場合以外の浅層排水及び心土肥培にあっては、5ヘクタール以上の事業規模についても実施できるものとする。 (a)「地力増進法」(昭和59年法律34号)第4条に基づく地力増進地域内又は地力増進地域に準ずる地域にあること。 (b) 地力増進法第3条に基づく地力増進基本指針のⅡの第1の1、同第2の1及び第3の1において定められている「土壌の性質の基本的な改善目標」又は都道府県が地域の実情に応じて定めている土壌の性質の改善目標を満たしていない農地面積がおおむね次の規模以上であること。 ただし、離島（離島振興法第2条の規定により指定された離島振興対策実施地域及びこれに準ずる地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島並びに小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島及び沖縄県）及び山間へき地（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7に基づき指定された振興山村及びこれに準ずる地域）内にあり、かつ、地形等の自然条件によってまとまった農用地が確保できない地域にあっては、おおむね1ヘクタール以上とする。 i 都府県の場合 10ヘクタール ii 北海道の場合 20ヘクタール (c) 小規模公害防除については、受益面積が10ヘクタール未満とするものとし、土壌土層改良に加え、次に掲げる事業も実施できるものとする。 i ため池、頭首工、揚水機、水路、集水きょその他水源を転換するための施設の新設又は改修 ii かんがい用排水施設の新設又は改修 iii 農用地間の地目変換のための事業 なお、複数年で事業実施する場合にあっては、単年度において

	測量試験又は換地のみを実施できるものとする。
飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備	
飼料作物作付条件整備	
耕作道整備	
雑用水施設整備	
飼料生産ほ場整備	
牧草地及び飼料畑等造成整備	・牧草地の整備については、当該牧草地が造成は種後5年以上経過しているものを対象とするものとする。
排水施設等整備	
隔障物整備	
放牧利用条件整備	
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	・集約放牧等の技術を導入するモデル経営の実証展示等に必要な利用条件整備等
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備
未利用地活用放牧拡大整備	・未利用地を蹄耕法等による不耕起で放牧地等として活用する整備等 ・なお、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合及び額は次に掲げる（a）から（c）までのとおりとする。 （a）傾斜地等活用整備（傾斜地等を蹄耕法等により草地に造成する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、

	70,000円を上限として交付できる。 (b) 野草放牧地整備（未利用野草地等を活用した野草放牧地の整備を行う。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、10,000円を上限として交付できる。 (c) 耕作放棄地活用整備（耕作放棄地等を刈払機等により放牧地に整備する。） ただし、当該整備にあつては、造成・整備面積10アール当たり、50,000円を上限として交付できる。
公共牧場運営基盤整備	・公共牧場の効率的及び広域的利用、公共牧場間の業務分担等による再編成整備を推進するためのものとする。 ・要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の1の(1)のただし書きの生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備は当該施設とする。
耕作・放牧道整備	
雑用水施設整備	
隔障物整備	
放牧地・放牧林地の整備	
放牧拡大整備	・集約放牧の技術を導入するモデル経営の実証展示に必要な利用条件整備等とする。
野草地整備	・野草地における産草量の維持増進のために行う立木等の伐採及び牧草導入等による整備とする。
公共牧場の効率的利用及び再編整備に必要な施設	
水田飼料作物作付条件整備	
排水対策	
土壌改良・診断	
ほ場区画拡大	
高収量草種・品	

種の導入	
障害物除去	
耕種作物共同利用施設	・野菜の取組を対象として、消費者団体及び市場関係者が産地管理施設を整備する場合については、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 （a）事業の実施に向けて、関係機関・団体の連携体制が整備されていること。 （b）事業の実施に向けて、事業実施主体の体制・規模が整備されていること。 ・次に掲げるものは、交付の対象外とするものとする。 ①フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）、②パレット、③コンテナ（プラスチック製通い容器又は荷受調整用のものに限る。）、④可搬式コンベヤ（当該施設の稼働期間中常時設置されるものであり、かつ、据付方式のものと比べて同等以上の性能を有するものを除く。）、⑤作業台（土壌分析用等に用いる実験台を除く。）、⑥育芽箱、⑦運搬台車、⑧可搬式計量器（電子天秤を除く。）、⑨ご桑機、⑩自動毛羽取機
共同育苗施設	
床土及び種もみ処理施設	
播種プラント	
出芽施設	
接ぎ木装置	
幼苗活着促進装置	
緑化及び硬化温室	
稚蚕共同飼育施設	・飼育能力は、おおむね400箱以上とする。 ・清浄生育環境施設であるものとし、人工飼料育稚蚕共同飼育施設に限るものとする。
特定蚕品種供給施設	
附帯施設	
乾燥調製施設	・土地利用型作物、主要農作物種子及び地域特産物に係る施設とする。 ・既存の施設に集排じん設備、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設

	及び通気貯留ビンを増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基き、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りでない。
荷受施設	
乾燥施設	
調製施設	
出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
穀類乾燥調製貯蔵施設	・土地利用型作物及び主要農作物種子に係る施設とする。 ・整備に当たっては、「大規模乾燥調製貯蔵施設の設置・運営に当たっての留意事項について」（平成5年10月26日付け5農蚕第6517号農林水産省農蚕園芸局長通知）等によるものとする。 ・既存の施設に集排じん設備、均質化施設、ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を増設すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
荷受施設	
一時貯留施設	
乾燥施設	
調製施設	
貯蔵施設	
均質化施設	

出荷施設	
集排じん設備	
処理加工施設	・精米施設、もみがら処理加工施設を含む。
附帯施設	
農産物処理加工施設	・「荷受及び貯蔵施設」、「乾燥及び選別・調製施設」、「精選及び貯留施設」、「搬送施設」、「計量施設」、「出荷及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、加工施設、直売施設又は交流施設と一体的に整備するものとする。 ・建物を新設する場合の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・農産物処理加工施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 また、原料の仕入れ等に関しては、事前に当該地区の関係行政機関との調整を図るとともに、必要な許認可等の手続きを図るものとするが、施設の効率的な利用等を図るため、品質の安定、規格の統一及び計画的な出荷の促進の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。 ・地産地消の取組においては、地場産物の端境期や地場産物が不足する際などでも地域の実需者及び消費者に安定的に供給する観点から、事業実施地区外で生産された生産物を事業対象に含めることができるものとする。その場合、当該施設における農産物又は農産物加工品（以下、地産地消の取組において「農産物等」という。）及び畜産物又は畜産物加工品（以下、地産地消の取組において「畜産物等」という。）の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農産物等及び畜産物等（以下「農畜産物等」という。）の割合が、3分の2以上とする。 また、当該施設における加工品の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施主体の所在する都道府県内に向けた取扱量又は取扱額の割合が、3分の2以上とする。 ・土地利用型作物（大豆）の取組において、食品事業者が整備する場合については、契約栽培を行う受益地区において、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、産地ブランドを確立するために、当該受益地区内の契約栽培大豆の処理加工に必要な規模の処理加工用機器の新設又は増設のみとする。なお、処理加工を行う大豆については、産地と契約栽培した大豆に限るものとし、当該契約栽培は、整備する機器の耐用年数期間内は契約数量が減少することのないよう、長期的な契約を締結するものとする。 ・地球温暖化対策の取組においては、ナタネ等油糧作物の種子から搾

	油し、食用油を販売するまでに必要な施設及び搾油に伴い発生する油かす等の副産物を販売するまでに必要な施設に限り整備するものとする。
加工施設	・加工施設の整備に当たっては、原則として、事業実施地区内で生産された生産物を処理加工するものとする品質の安定等の観点から、特に必要な場合は、事業実施地区外において生産された生産物を処理加工することができるものとする。 ・加工施設とは、精米機、製粉機、製パン機、製麺機、ビール醸造機、豆腐製造機、みそ製造機、コロッケ製造機、甘しょパウダー製造機、荒茶加工機、仕上茶加工機、搾汁機、搾油機、トリミング用機械、食品加工機、焙煎機、脱葉機、脱皮機、豆洗機、浸漬機、脱莢機、加圧機、冷凍機、水煮機、乾燥機、繰糸機、洋装用幅広織機、薫蒸処理機、攪拌機、花束等加工機、繭等加工機、シルク加工機、桑葉粉末加工機（地域特産物）、洗浄機、高機能成分等を抽出する等高度な加工を行う機械等をいう。 ・畑作物・地域特産物（茶）の取組の場合、dの荒茶加工機とは、荒茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等、仕上茶加工機とは、仕上茶の加工工程の全部又は一部の加工を目的とした機械等とする。なお、食品事業者が整備する場合については、食品事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。 ・地産地消の取組においては、事業実施地区内で生産された畜産物を加工する施設の整備を行うことができるものとする。この場合、畜産物加工施設の補助対象基準を満たすものとする。
直売施設	・主に事業実施地区内で生産された農畜産物等の販売に必要な施設をいうものとする。 ・消費者の動向等に対応して、事業実施地区内並びに農業振興地域及び生産緑地にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする（地産地消の取組において、併せて加工施設、交流施設又は地域食材供給施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。 ・当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が、3分の2以上とし、当該農畜産物等の取扱量又は取扱額が、当該畜産物等の取扱量又は取扱額を上回るものとする。 なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・農産物自動販売機を整備できるものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。

交流施設	・主に事業実施地区内で生産された農畜産物等を利用した料理の紹介、料理法の普及等に必要な施設をいうものとする。 ・地産地消の取組において交流施設を整備する場合は、直売施設の附属施設として直売施設と一体的に整備するものとする。 ・整備に当たっては、事業実施地区の事情を踏まえながら、年間を通じて有効活用が図られるよう努めるものとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
荷受及び貯蔵施設	
乾燥及び選別・調製施設	
精選及び貯留施設	
搬送施設	
計量施設	
出荷及び包装施設	
残さ等処理施設	
附帯施設	
集出荷貯蔵施設	・農作物の集出荷及び貯蔵に必要な施設とする。なお、建物の規模は、原則として、1棟おおむね100平方メートル以上とする。 ・「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとし、対象作物には、米及び麦は含まないものとする。 ・市場の動向等に対応して出荷を行うための交通の拠点等に設置する2次集出荷のストックポイントについては、農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項により指定された地域とする。以下同じ。）以外にも設置できるものとする。ただし、この場合にあっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・地産地消の取組のために整備するものについては、事業実施地区内で生産した農畜産物等を集出荷して、地域の実需者や小売業者に安定的に供給するための施設とする。 ・地産地消の取組において、当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額の割合が、3分の2以上とする。

	また、当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施主体の所在する都道府県内に向けた農畜産物等の割合が、3分の2以上とする。 ・消費者に直接販売する施設を一体的に設置できるものとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、販売されるものは、原則として農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 ・花き集出荷用専用ハードコンテナを整備することができるものとする。なお、保冷車及び冷凍車については、交付対象は、コンテナ部分のみとし、トラック本体は、交付の対象外とするものとする。 ・豆類についての処理能力は、年間100トン以上とする。ただし、黒大豆等国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画作成要領（平成19年3月30日付け18生産第6009号農林水産省生産局長通知）に基づき、生産者団体等が作成する国産大豆の生産計画及び集荷・販売計画の対象外で販売される豆類は、この限りではない。
集出荷施設	・糖度及び酸度等の青果物の内部の品質を測定して選別する選果施設を整備する場合にあっては、農業者負担の軽減を図る観点から、事業コストの低減について特に留意するものとし、また、選果により得られた内部品質データ等は、農業者に還元するとともに、栽培管理に関する指導に活用し、一層の高品質化及び均質化並びに生産技術の高度化を図るものとする。
予冷施設	
貯蔵施設	・品質低下を抑制しつつ、計画的かつ安定的に出荷する観点から予措保管施設、定温貯蔵施設、低温貯蔵施設、C A貯蔵施設及びこれらの施設と同等以上の鮮度保持効果があると認められる施設を整備することができる。また、球根の調製、乾燥及び貯蔵に資する施設も含むものとする。
選別、調製及び包装施設	・消費者及び実需者に生産情報を提供するためにI Dコードや2次元コード等を品物に添付する施設を整備することができる。
品質向上物流合理化施設	・米又は麦の荷受調製検査機械施設、ばら保管機械施設、補助乾燥施設及びこれらの附帯施設並びに麦の容器（容量1トン未満のもの及びフレキシブルコンテナを除く。）とする。なお、整備に当たっては、受益地区内の共同乾燥調製施設（新設のもの及び増設又は増強を計画中のものを含む。）との十分な利用調整を行い、既設倉庫の有効利用について考慮するとともに、米又は麦の生産、集出荷、流通等の実態を踏まえ、最も効率的なばら出荷方式を採用するものとする。 ・広域的な出荷体制を構築するため、品質向上物流合理化施設と併せ、連携する既存の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の整備が必要となる場合には、附帯施設として取り扱い、一体的に整備できるものとする。
穀類広域流通拠	・複数の乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等の連携による穀類の

点施設	広域的なばら出荷及び製品出荷の拠点となる、(a)品質向上物流合理化施設、(b)集出荷施設及び貯蔵施設（大豆を対象作物とする場合に限る。）、(c)精米施設とする。 ・産地間の連携が図られ実需者ニーズに対応した品質の穀類を大ロットで確保する体制が整備されている場合に限り行えるものとする。 ・精米施設を整備する場合には、農業協同組合連合会等以外の精米業者への影響等を考慮する観点から、次に定めるすべての要件を満たすものとする。 なお、この場合において、特認団体が事業実施主体となる場合は、複数の農業協同組合が100%出資する法人であって、米穀の卸売業者でない者に限るものとする。 (a) 当該施設で取り扱う米は、地域内から出荷された米であること。 (b) 加工出荷計画について、事前に各都道府県内の精米業者及び関係行政機関等との調整が図られていること。 (c) 事業実施主体と米穀の卸売業者等との間に精米出荷を前提とした契約がなされていること。 (d) 当該施設からの米の出荷先については、事業実施主体による運営の主体性、整備施設の公益性及び安定的な出荷を確保する観点から、特定の者への出荷量が過半を占めないこと。
農産物取引幹施設	・茶、こんにゃく等の取引及び貯蔵のための施設とし、以下のとおりとする。 (a) この施設は、交通の拠点等に設置する2次集荷のストックポイントであるので、農業振興地域以外の地域でも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設において取引及び貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。 (b) 原則として、次の栽培面積の3分の1以上の面積に係る生産量に相当する特産農産物等が、当該流通施設を経由して流通することが確実と見込まれる場合に限るものとする。 - i 茶……………1,000ヘクタール - ii こんにゃく……………600ヘクタール
青果物流通拠点施設	・青果物の集荷に加え、加工、貯蔵及び分配のすべて又はいずれかを組み合わせた複合的機能を兼ね備える拠点施設とする。また、契約取引推進のために実需者の動向等に対応して集荷分配等を効率的に行うための交通の拠点等に設置することとし、農業振興地域以外にも設置できるものとする。ただし、この場合であっても、当該施設に集荷又は貯蔵されるものは、原則として、農業振興地域内で生産されたものに限るものとする。
残さ等処理施設	
附帯施設	
地域食材供給施設	・地域食材供給施設とは、主として事業実施地区内の農畜産物等を使

設	用した料理を提供する施設をいう。 なお、施設の規模及び能力の決定に当たっては、あらかじめ、市場調査や実需者との契約の調整等及び原料の安定確保のための生産体制の整備を行い、これら需要及び原料供給に見合った適切な施設規模とする。 ・消費者の動向等に対応して、事業実施地区内並びに農業振興地域及び生産緑地にかかわらず、事業実施主体が所在する都道府県内の運営上効率的な拠点に設置することとする（地産地消の取組において、併せて加工施設を整備する場合、これらの施設も同様の取扱いとする）。 ・当該施設における農畜産物等の全取扱量又は全取扱額に占める、事業実施地区内で生産された農畜産物等の割合が、3分の2以上であることとする。 なお、事業実施地区外の直売施設と連携して直接納入している農畜産物等についても、事業実施地区内で生産された農畜産物等の取扱量又は取扱額に含めることができることとする。 ・附帯施設として、駐車場整備、側溝整備及び防犯灯整備を行うことができるものとする。
産地管理施設	産地の維持管理及び発展に必要な品質、土壌、気象、環境、消費者ニーズ等の収集及び分析や栽培管理を支援するために必要な施設とする。
分析診断施設	・土壌診断、水質分析、作物生育診断、病虫害診断、品質分析（食味分析、残留農薬分析並びに有害微生物及び有害物質の検査を含む。）、気象情報等の分析、生産管理、生産情報の消費者及び実需者への提供、市場分析、集出荷管理、清算事務等を行えるものとし、併せてこれらの情報管理もできるものとする。 なお、この場合にあつては、生産者、消費者等への積極的な情報提供を行うこととし、消費者への農産物の情報を提供する観点から、試験的販売を目的としている場合に限り、農産物自動販売機も整備できるものとする。 また、農産物の品質を分析する機器として色彩選別機等を穀類乾燥調製貯蔵施設等に整備する場合には、設置する機器から得られた情報を基に産地全体の防除技術の向上を図る等、産地の栽培管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。
附帯施設	
用土等供給施設	・共同育苗施設、耕種農家等に良質な用土の供給を行うのに必要な施設とする。
用土供給施設	・共同育苗施設及び耕種農家に良質な育苗床土又は用土の供給を行う施設とする。
土壌機能増進資材製造施設	・土壌の物理的性質等の人為的改良を行うために必要な資材を製造する施設とする。

附帯施設	
農作物被害防止施設	・農業生産における被害（鳥獣害を除く。）を軽減するために必要な施設とする。 ・事業を実施することによる効果が高く、かつ、共同利用効率の優れた地区について認めることとし、1団地の受益面積は、おおむね2ヘクタール以上（中山間地域等を事業実施地区とする場合並びに野菜、果樹、茶及び花きを事業対象とする場合にあっては、おおむね1ヘクタール以上）とする。 ただし、防風施設のうちネット式鋼管施設（鋼管を主たる構造部材として構築した立体形状骨格に被害防止ネットを被覆した施設をいう。以下同じ。）についてはこの限りでないものとする。なお、この場合、共同利用を確保するための措置として、以下の内容をすべて実施することとする。 （a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 （d）所有の明確化 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
防霜施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、以下のいずれかの要件を満たし、かつ、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防霜効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 （a）園地が、道路のほか、水路、法面又は水田等他作物のほ場1枚

	分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防霜施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 ・防霜効果の発現を高めるため、既存の防霜施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
防風施設	・受電施設は含まないものとする。 ・試験研究機関、普及指導センター等の適切な指導の下、当該地区の気象条件、土地条件等の事前調査並びにこれに基づく施設の設計及び施工を行うものとする。 また、団地内の受益地については、原則として隣接する園地であることを条件とする。ただし、受益地が道路等により分断され、隣接しない園地であっても、試験研究機関、普及指導センター等の意見を聴き、地域の地理条件の状況等に照らして防風効果の適切な発現が期待できる場合は、この限りでない。 なお、この場合、防風施設（ネット式鋼管施設を除く。）については、防風効果の期待される範囲は施設の接地面からの距離が当該施設の高さの10倍から15倍までの範囲を基本とする。 また、前記の受益地が道路等により分断され、隣接しない園地の場合には、以下のいずれかの要件を満たすものとする。 (a) 道路のほか、水路、法面、水田等他作物のほ場1枚により分断されていること。 (b) 当該事業実施地区を含む産地において、市町村、農業協同組合等による防風施設の団地的な整備に係る年次計画が策定されており、その計画に当該事業実施地区が位置づけられているとともに、その計画の達成が確実に見込まれること。 さらに、防風効果の発現を高めるため、既存の防風施設と連携して設置する場合において、既存施設の受益者が、新規に整備する施設の受益者となる場合には、これを事業参加者に含め事業を実施できるものとするが、この場合においては、新規に整備される施設及び既存施設の保守・点検・管理等について、事業参加者が共同で実施することにより、事実上、一の共同利用施設として運用されるよう措置するものとする。 また、施設の保守、点検、管理等の効率化を図る観点から、やむを得ず地理的に離れた複数の団地を一の共同利用施設として整

	備する場合にあっては、それぞれの団地が受益面積の要件を満たすとともに、それぞれの団地の受益農家及び事業参加者が3戸以上となるようにするものとする。
病虫害防除施設	・害虫誘引施設（防蛾灯等）、防虫施設、土壌消毒施設、薬剤散布施設等とするものとする。
土壌浸食防止施設	
附帯施設	
農業廃棄物処理施設	・農業生産活動に由来する廃棄物等の処理を行うための施設とする。
農業廃棄物処理施設	
農薬廃液処理施設	・養液栽培廃液処理施設も含むものとし、設置に当たっては、組織的な回収処理体制の整備等に積極的に取り組むものとする。
附帯施設	
生産技術高度化施設	・農作物の栽培等生産の高度化を支援するのに必要な施設とする。 ・技術実証施設、省エネルギーモデル温室及び低コスト耐候性ハウスを整備する場合に当たっては、共同利用を確保するために以下の内容をすべて実施することとする。 なお、（a）から（c）までを実施するに当たっては、共同利用台帳を作成することとし、（a）については作業日、作業種類、作業者、作業時間等を、（b）については購入日、資材名、数量、価額、購入者等を、（c）については出荷日、出荷作物、数量、従事者等を明記することとする。 （a）栽培管理作業の共同化 育苗、は種、定植、施肥、薬剤散布、収穫等の主要な作業のいずれかを共同で行うこととする。 （b）資材の共同購入 肥料や農業薬剤等の資材のいずれかを共同で購入することとする。 （c）共同出荷 出荷に際しては、共同で行うこととする。 当該温室は、事業実施主体の所有であるということが規約又は登記簿により明らかであること。 （e）管理運営 当該温室が共同で管理運営（利用料金の徴収及び一体的維持管理）されていること。
技術実証施設	・先進的な新技術の実証に必要な共同栽培施設、モデル壮蚕用蚕室（自

	動給桑装置を装備した壮蚕用共同飼育装置を設置した蚕室) 等とする。 ・果樹の取組においては、担い手育成リース園地の設置と一体的に整備を行う場合にあっては、先進的な新技術又は新品種導入のための実証及び研修、基盤整備実施中の農家の経営安定、新品種等の種苗供給等のうち、複数の機能を有するものとし、施設本体、温風暖房機、換気扇及び灌水施設並びにこれらの附帯施設を整備することができるものとする。
省エネルギーモデル温室	・施設の規模は、1棟当たりおおむね500平方メートル以上とし、全設置面積は、おおむね5,000平方メートル以上とする。 ・地下水及び地熱水利用設備、太陽熱利用設備、廃棄物等燃焼熱利用設備等熱交換設備、複合環境制御装置、水源施設、受変電施設、集中管理棟、養液栽培装置、自動保温カーテン装置、自動かん水兼施肥施設、自動換気装置、自動炭酸ガス発生装置、自動除湿装置及び土壌消毒施設を現地の実態等に応じて装備するものとするが、自動換気装置は、必ず装備するものとする。 また、あらかじめ、地下水、地熱水、太陽熱、廃棄物等燃焼熱等の地域資源の賦存状況、利用可能熱量、権利関係及び導入作物の必要熱量等について十分検討するとともに、長期にわたって地域資源の利用が可能であることを確認し、低コスト生産の推進に留意するものとする。
低コスト耐候性ハウス	・50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。）に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるものとし、その規模は、設置実面積が500平方メートル以上とする。 ・必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設等を整備することができるものとする。 ・当該施設の導入に当たっては、必要に応じて土壌調査及び構造診断を実施するものとする。 ・事業実施主体は、当該施設内の栽培・管理運営について、第三者に委託できることとする。この場合において、文書をもって受託者の責任範囲を明確にするものとする。 ・設置に当たっては、地域の立地条件等を考慮して、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができる。
高度環境制御栽培施設	・野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

	・整備後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設を装備するものとする。 - 空調施設とは、暖房又は冷房装置等により1年を通じて夏場でも気温を生育に最適な条件に制御可能な設備とする。 ・必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等を整備するものとする。 ・スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産の技術が既に普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。 ・整備に当たっては、多額の初期投資及び維持管理費を要するため、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売単価、販売先及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。 - 特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。
高度技術導入施設	・施設園芸栽培技術高度化施設、直播用水稲種子処理施設（種子コーティング施設）、ほ場内地下水位制御システム、水稻自動水管理施設、有益昆虫増殖貯蔵施設、菌類栽培施設等を整備できるものとする。 ・「施設園芸栽培技術高度化施設」は、50m/s以上の風速又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有する若しくは構造計算上これに準ずる機能を有する鉄骨（アルミ骨を含む）ハウス又は建物と一体的に設置するものとし、複合環境制御装置、照明装置、自動カーテン装置、自動天窓開閉装置、養液栽培装置、炭酸ガス発生装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力灌水施肥装置、点滴灌水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、無人防除装置、地中暖房兼土壤消毒装置、加温装置、細霧冷房施設、脱石油型エネルギー供給施設、収穫、搬送及び調製の省力化等に資する装置とする。 - 脱石油型エネルギー供給施設とは、園芸施設へのエネルギー（電気や熱をいう）の供給を目的とする施設であつて、トリジェネレーションシステム、メタンガス利用システム及び小型水力発電システムとする。 ・「有益昆虫増殖貯蔵施設」は、建物、幼虫保存用冷蔵庫、幼虫飼育用環境調節機器、飼料調製用器具等、幼虫及び成虫の飼育保存機器並びにこれらに準ずるものとする。施設の能力は、原則として、当該地域の対象作物の受粉及び受精並びに対象害虫の駆除に必要な昆虫量を

	供給できる水準のものとする。 ・「菌類栽培施設」は、マッシュルームを対象とし、その規模は、栽培床がおおむね2,000平方メートル以上とする。
栽培管理支援施設	・作業の軽労化や品質向上を図るため、園地管理軌道施設、花粉開葯貯蔵施設、冷蔵貯桑施設、パインアップル品質向上生産施設、用排水施設、点滴施肥施設、かん水施設及び土壤環境制御施設を整備できるものとする。 ・「花粉開葯貯蔵施設」は、建物、葯落とし機、開葯装置、花粉貯蔵施用冷蔵庫、花粉検査用器具及びこれらの附帯施設とし、その能力は、原則として、当該地域の対象果樹の人工授粉に必要な花粉の総量（自家自給分を除く。）を供給できる水準のものとする。。 ・「用排水施設」とは、揚水施設、遮水施設、送水施設、薬液混合施設、明きょ等配水施設整備とし、「かん水施設」の整備については、スプリンクラー（立ち上がり部分）は、交付の対象外とするものとする。 ・「パインアップル品質向上生産施設」の整備に当たっては、次の事項に留意するものとする。 i 事業実施主体が農業協同組合である場合には、当該施設を農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体に利用させることができるものとする。この場合において、事業実施主体は、共同利用規程を作成し、その適切な管理及び運営を図るものとする。 ii 事業実施主体又は i により施設を利用する営農集団は、施設の共同利用計画を作成し、その適正な管理及び運営を図るものとする。また、当該計画に合わせて施設の効率的利用を図るために必要な場合に限り、当該施設を移動させることができるものとする。
株分施設	いぐさに限る。
附帯施設	
種子種苗生産関連施設	・優良な農作物種子種苗の生産を支援するのに必要な施設とする。
種子種苗生産供給施設	・優良種子種苗の管理、生産及び増殖を目的とした施設であり、セル成型苗生産施設、接ぎ木施設、組織培養施設、温室、網室及びこれらに附帯する施設を整備することができるものとする。なお、野菜については、栄養繁殖性野菜と種子繁殖性の地域特産野菜を対象とし、原原種苗、原種苗等の生産及び増殖を行い、農業者団体、採種農家等に供給するための種子種苗生産増殖施設並びに種子種苗を大量に生産し農業者に供給するための種子種苗大量生産施設を整備できるものとする。
種子種苗処理調製施設	・地域における種子種苗の品質向上を図るための拠点となる種子品質向上施設及び調製後の種子に消毒を行う種子消毒施設を整備できるものとし、種子品質向上施設については、種子の発芽率等を検査する自

	主検査装置、種子の生産行程の管理や品質改善のための診断指導に必要な機器及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子備蓄施設	・気象災害等の不測の事態に備え、種子の品質を維持しつつ長期間備蓄するための温湿度調節機能を有する品質維持施設、備蓄種子の発芽率等を検査する自主検査装置及びこれらの附帯施設を整備できるものとする。
種子生産高度化施設	・都道府県における主要農作物種子生産の高度化又は効率化を図るために必要な装置及びその附帯施設を整備できるものとする。
附帯施設	
有機物処理・利用施設	・たい肥等の製造に必要な施設とする。 ・最適な発酵条件の設定が短期間では困難であること等の理由により、1年間では発酵施設等を適正に配置することが困難である場合には、2年間実施できるものとする。 ・たい肥の原料収集・運搬の効率等を考慮して、事業実施地区内に同時に「たい肥等生産施設」と「たい肥流通施設」を設置しても差し支えないものとする。
たい肥等生産施設	・ぼかし肥の生産施設、微生物培養施設等を整備することができるものとし、食品産業、林業等から排出される未利用資源をたい肥の原料として調製する原料製造用の施設も含むものとする。 ・耕種農家、畜産農家、食品産業（製糖業者を含む）等から排出される収穫残さ、家畜ふん尿、生ゴミ等未利用有機性資源（原料）の調達方法、生産されたたい肥の需要のほか、既存のたい肥生産施設の設置位置、生産能力、稼働状況等を十分に考慮するものとする。 ・たい肥の原料として生ゴミ等農業系外未利用有機性資源を利用する場合は、たい肥化に適さないプラスチック、ガラス類等の異物の混入を防ぐため、分別収集されたものを使用する。 ・農用地の土壌の重金属による汚染を未然に防止する観点から、次に掲げる事項について留意するものとする。 （a）製造されたたい肥は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）に基づく昭和61年2月22日農林水産省告示第284号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）に規定する基準に適合するものとする。 （b）製造されたたい肥の施用に当たっては、「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）及び「農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準」（昭和59年11月8日付け環水土第149号環境庁水質保全局長通知）（土壌1kgにつき亜鉛120mg以下）に留意し、施用地区において品質・土壌分析を実施しながら施設を運営するものとする。
たい肥流通施設	・たい肥の流通を促進するための袋詰、貯蔵等の設備を備えた施設とし、既存のたい肥舎等の有効活用若しくはたい肥の円滑な流通や安定

	供給を目的として設置されるものであり、設置に当たっては、既存のたい肥舎等の設置位置、生産能力、稼働状況、たい肥の需要等を十分に考慮するものとする。
たい肥発酵熱等利用施設	・有機物供給施設より排出される熱、ガス等の農業用温室等への有効活用を図るための施設であり、併せて省エネルギーモデル温室についても整備できるものとする。
地域資源肥料化处理施設	・地域の未利用又は低利用の有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）の肥料化に必要な施設とする。ただし、当該施設を整備する場合、事業実施地区内において、当該有機資源由来肥料の目標生産量に対する現況生産量の割合が40%未満の場合に限る。
附帯施設	
バイオディーゼル燃料製造供給施設	・バイオディーゼル燃料の製造及び供給に必要な施設とする。
原料受入施設	・バイオディーゼル燃料の原料となる廃食油を受け入れ、貯留を行う施設とする。
燃料製造施設	・廃食油をバイオディーゼル燃料に変換する施設並びに投入副資材及び副生反応物を処理及び貯留する施設とし、事業の目的を達することができる品質のバイオディーゼル燃料を製造することが見込まれる施設とする。
燃料貯蔵供給施設	・製造したバイオディーゼル燃料を貯蔵及び供給する施設とする。
附帯施設	
畜産物共同利用施設整備	
畜産物処理加工施設	
産地食肉センター	・整備する場合には、次に定めるすべての要件に適合するものであること。 i 当該施設は、原則として都道府県が策定した食肉の流通合理化計画に基づくものであること。 ii 当該施設の整備について、食肉及び家畜の流通合理化対策要綱

	（平成6年6月23日付け6畜A第1463号農林水産事務次官依命通知。以下「流通合理化要綱」という。）第4の1の食肉センターの施設整備計画の承認を受けていること。 iii 当該施設を新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算：牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下同じ。）以上の規模であること。増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がおおむね1,400頭（肥育豚換算）以上の規模となること。 iv 当該施設から発生する特定部位（と畜場法施行規則別表第1に掲げるものをいう。）の適切な処理及び畜産副生物の区分管理等牛海綿状脳症に対応した体制が確立していること又は確立することが見込まれること。 v 食肉の効率的な出荷が可能で、出荷形態は主として部分肉又は部分肉以上に加工度の高い商品であること。
けい留施設	・生体検査場所を含むものとする。
と畜解体・内臓処理施設	・と畜場法（昭和28年法律第114号）第4条第1項の規定により都道府県知事等が許可し、又は許可する見込みのあるものであることとする。
懸肉施設	
冷蔵冷凍施設	・保管を目的としない食肉等急冷設備は除くものとする。 ・全部又は一部に枝肉の急速冷却能力（牛及び馬の枝肉にあっては24時間以内、豚、めん羊及び山羊の枝肉にあっては12時間以内に枝肉の中心温度を5℃以下に冷却する能力とする。）を持つ冷却施設を有する冷蔵庫であって、枝肉又は部分肉の冷蔵保存能力がおおむね1日当たりのと畜解体処理能力の5日以上で枝肉懸吊装置等を備えていることとする。
部分肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
安心安全モデル施設	・自主衛生管理施設及び情報管理提供施設とする。
その他の施設・機械	
副生物等処理施設	
衛生管理施設	・次のi又はiiの基準に適合すること。

	i と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）、と畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）、食肉処理業に関する衛生管理について（平成9年3月31日付け衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。）又はと畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて（平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。）を順守するために、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては市長）が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設（設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。）であること。 ii 輸出に係る機械施設であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
T S E 対応施設	
食鳥処理施設	・ 新設する場合にあっては、その1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模であること。 ・ 増設の場合にあっては、増設の結果1日当たりの処理能力がブロイラーの場合はおおむね24,000羽以上、成鶏の場合はおおむね8,000羽以上の規模となること。
生体受入施設	
放血脱羽、中抜き及び冷却施設	・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第3条の規定により都道府県知事が許可し、又は許可する見込みのあるものであること。
冷蔵冷凍施設	・ 冷蔵保存の場合にあっては5℃以下、冷凍保存の場合にあってはマイナス20℃以下で保存ができる能力を有すること。
食鳥肉加工施設	
輸送施設	
給排水施設	
その他の施設・機械	
副生物等処理施設	
衛生管理施設	・ 次の i 又は ii の基準に適合すること。 i 食肉処理業に関する衛生管理について（平成9年3月31日付け

	衛乳第104号厚生省生活衛生局長通知。) 又はと畜場の施設及び設備に関するガイドラインについて(平成6年6月23日付け衛乳第97号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知。)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令(平成3年3月25日付け政令第52号)、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則(平成2年6月29日付け厚生省令第40号)を順守するために、都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が事業実施主体に文書で改善又は新設を指摘した機械施設(設計図等から衛生管理施設以外の部分と区分できるものに限る。)であること。 ii 輸出に係る機械施設であって、輸出先国が定める衛生基準等を順守するために必要なものであること。
環境保全施設	・ 汚水処理施設を対象とする場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理し得る能力を有すること。
鶏卵処理施設	・ 当該施設の1日当たりの取扱量がおおむね13トン以上であること。
洗卵選別包装室	
冷蔵庫室	
冷凍庫室	
殺菌装置	
洗浄装置	
貯蔵タンク	
洗卵選別機	
検卵装置	
その他の機械器具	
畜産物加工施設	・ 生産者が共同又は生産者を支援する目的で地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又はこれらの者の有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体(以下「生産者支援組織」という。)が行うことを目的とした加工のための施設・設備とする。 ・ 生産者が共同で施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設で扱う製品は、事業に参加する生産者自ら生産した生乳又は食肉をもとに消費者ニーズに対応するよう加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・ 生産者支援組織が施設・設備の整備を行う場合にあっては、当該施設

	設で取り扱う製品は、主に事業実施地区内で生産された生乳又は食肉をもとに加工した牛乳乳製品又は食肉加工品とする。 ・貸し付けについては、地方公共団体、公社、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農業協同組合及び農業協同組合連合会が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める団体から、農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者が組織する団体に貸し付ける場合に限るものとする。
家畜市場	・次に定める要件に適合するものであること。 (a) 家畜市場の再編整備を実施する場合の家畜市場の設置場所は、家畜取引法（昭和31年法律第123号）第20条の地域家畜市場再編整備計画、広域営農団地整備計画又は広域営農団地関連施設計画（広域営農団地育成対策要綱（昭和46年6月10日付け46農政第2741号農林事務次官依命通知）第3の1又は第4の1に基づき作成されるものをいう。）を定めている地域であること。また、家畜市場の再配置のための移転又は家畜市場の環境対策、衛生対策若しくは機能強化対策のための施設整備を行う場合は、流通合理化要綱第4の1の家畜市場の施設整備計画の承認を受けていること。 (b) 当該家畜市場の1年間における家畜取引頭数がおおむね10,000頭（牛換算：馬1頭につき1頭、豚、めん羊又は山羊1頭につき0.2頭に換算。以下同じ。）以上あること、又は整備後においておおむね10,000頭（牛換算）以上確保されることが見込まれること。
基本施設	
環境対策施設	・汚水処理施設を対象とする場合、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法第3条第1項の規定に定められた排水基準以下に処理できる能力を有すること。
衛生対策施設	
機能高度化施設	
家畜飼養管理施設	・建造物の構造部分（柱、梁等）の木造化及び内装部分（床、壁、窓枠、戸等）の木質化に積極的に取り組むものとする。 ・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎の整備については、建設基準法施行令等関係法令、構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、1棟がおおむね500㎡以下の施設について、少なくとも建造物の構造部分（柱、梁）について木材を利用することを原則とし、1

棟が500㎡を超える畜舎についても、コスト等の観点から木材利用が可能な場合は積極的に利用するものとする。

・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎、共同利用畜舎と一体的に整備する設備及び共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設の整備については、事業実施地域は次の（a）及び（b）の要件に適合するものであることとする。

（a）事業実施地域は、酪肉振興法第2条の4第1項の規定に基づく計画（以下「市町村計画」という。）を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内であること。

（b）事業実施地域は、アクションプラン（市町村計画の実現に向けた具体的な行動計画であり、特に、当該産地のリーダーとなる農業者・地域の選定、支援・指導を受ける対象への具体的経営改善の方法、支援・指導を行う関係機関の位置付け・役割分担を定めたもののことをいう。以下同じ。）を策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内あるいは都道府県内とする。

・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー、共同利用ウインドレス鶏舎及び飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等の整備については、施設の管理について次の条件を満たすものとする。

（a）当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。

i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。

ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。

iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。

・当該施設のうち畜舎等に附帯する放飼場及び飼料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離をおいて整備することは差し支えないものとする。

・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その整備を次の基準により行うものとし、経営面からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。

（a）場所

原則として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合にあっては、家畜管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。

（b）規模

	i 管理舎 1 棟当たりの規模は、次の方法により算出した面積の範囲内とする。 $\text{面積} = 40\text{m}^2 (\text{共用部分}) + 10\text{m}^2 (\text{管理人 1 人当たり専用部分}) \times \text{管理人等人数}$ ii i の共用部分は、事務室、炊事場、浴室等とし、管理人等人数は、家畜の飼養計画頭数及び飼養形態からみて必要最小限とする。
共同利用畜舎	・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成並びにヘルパー組合等（酪農、肉用牛及び飼料生産に係る業務の一部を受託する団体又は法人をいう。以下同じ。）の統合を行うためのもの。以下同じ。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立、協業法人（複数の世帯が共同で出資し、収支決算まで共同で行っている法人のことをいう。以下同じ。）経営開始に伴う生産体制効率化等への対応、新生産システム（事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産体系全体として改善（生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮を活用することによる生産性の向上等）がなされるものをいう。以下同じ。）の実践・普及及び牛のほ育育成経営部門の外部化並びにヘルパー組織等の統合のうちのいずれかのためのものであること。 ・肉用牛生産及び養豚生産における地域内一貫生産体制の確立のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）対象畜種が、肉用牛又は豚であること。 （b）計画上の肉用牛飼養頭数が、肉専用種にあってはおおむね300頭以上（繁殖牛にあってはおおむね100頭以上）、乳用種にあってはおおむね500頭以上、また肥育豚にあってはおおむね2,000頭以上、繁殖豚にあってはおおむね150頭以上であること。 ただし、中山間地域等にあっては、計画飼養頭数はそれぞれの2分の1以上であるものとする。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等に用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・肉用牛生産、養豚生産及び牛のほ育育成における新生産システムの実践・普及のために用いる場合には、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、

	かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を牛のは育育成経営部門の外部化のために用いる場合は、すでに牛のは育育成を目的として管理運営されている公共牧場内に当該施設を整備することはできないものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用フリー ストール牛舎	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ（b）の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 （b）事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 （a）新生産システムの実践・普及にあっては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 （b）その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方

	針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ミルキングパーラー	・協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応及び新生産システムの実践・普及並びにヘルパー組織の統合のいずれかのためのものであること。 ・当該施設を協業法人経営開始に伴う生産体制効率化等への対応のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 事業実施主体は協業法人に限る。 ただし、当該施設竣工までに、協業法人になることが確実に見込まれ、かつ (b) の条件を満たすその他農業者の組織する団体を含む。 (b) 事業実施主体となる協業法人の構成員は、原則として、5 戸以上の自然人たる農業者に限るものとし、法人が構成員に含まれてはならない。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。 iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。 ・当該施設を、ヘルパー組織等の統合のために用いる場合は、当該組織の事業の規模拡大、多角化又は効率化が行われるものとする。
共同利用ウインドレス鶏舎	・閉鎖型で無窓構造の、高病原性鳥インフルエンザ等に対する防疫のためのものに限る。 ・事業実施主体は農業者で構成され、農業協同組合連合会、農業協同組合又はこれらが有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計が議決権全体の過半を占める農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体以外の者

	との間に経営上の上下関係がないこと。 ・当該施設を新生産システムの実践・普及のために用いる場合は、次の条件を満たすこととする。 (a) 新生産システムの実践・普及にあつては、事業実施地域において一般的なものとなっていない飼養管理等の取組により生産コストの低減又は特定の作業に係る労働時間の短縮による生産性の向上等がなされるものとする。 (b) その他農業者の組織する団体以外の者が事業実施主体となり、かつ、当該施設を畜産経営に貸し付けて飼養管理技術を習得させ、又は実践を行う場合には、次の条件を満たしていることとする。 - i 当該施設の所有は、事業実施主体に属するものであること。 - ii 事業実施主体は、新生産システムのモデル的な実践（以下「モデル実践活動」という。）を行うための対象施設、貸付期間、利用料等を内容とする、利用に係る規定を定め、当該規定に基づき畜産経営に貸し付けるものとする。この場合、畜産経営は5戸以上で構成されるものとする。 - iii 事業実施主体は、整備した当該施設における飼養成績の分析及びそれをもとに指導を行い、畜産経営は、事業実施主体の方針に基づき飼養管理を行うとともに、原則として、生産行程の全部又は一部について他の畜産経営との共同活動を行うものとする。
放牧利用施設	
共同利用畜舎と一体的に整備する設備	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・整備する設備は生産行程に直接にかかわりかつ共同利用畜舎等に備え付けられた後は容易に物理的に分離できないか又は共同利用畜舎等で行われる生産行程のあり方の本質にかかわるものとする。 ・生産物を一時的に保管する設備については対象としないものとする。
共同利用畜舎と一体的に整備する家畜排せつ物処理利用施設	・共同利用畜舎、共同利用フリーストール牛舎、共同利用ミルキングパーラー及び共同利用ウインドレス鶏舎と合わせて措置するものとする。 ・この施設に係る事業の実施に当たっては、家畜排せつ物及び施設排水（共同利用ミルキングパーラーに係るものを含む。）について適切な処理が行われるよう特に留意する。
飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等	・要綱別表のⅠの事業実施主体の欄の（１）のただし書きの生産局長等が別に定める自給飼料関連施設は、「飼料作物作付条件整備及び放牧利用条件整備並びに水田飼料作物作付条件整備と一体的に整備する牛舎等」とし、公共牧場運営基盤整備と一体的に実施できるものとする。 ・放牧利用条件整備と一体的に整備する牛舎等については、新築に伴う不要施設の撤去、構造変更に伴う改修及び飼料規模の拡大に対応し

	た増築を含むことができるものとする。
自給飼料関連施設	・施設の管理について、次の条件を満たすものとする。なお、ヘルパー組織等の統合に用いる場合においても同様とする。 (a) 当該施設は、次の条件を満たしている場合には、1施設用地（地形又は地物によって画される地続きの土地であって、一体的に施設用地に供されるものを含む。）を2棟以上に分けて整備することができるものとする。 i 同一施設用地における当該施設の複数の各施設の規模（建物面積、収容頭数等）は、原則として同一であること。 ii 当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 iii 事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲雑用水等の共同利用等が図られること。
混合飼料調製・供給施設	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
混合飼料貯蔵・保管庫	・施設用地の造成整備を含む。 ・混合飼料等利用畜産経営及び混合飼料等原料供給者との間で供給利用計画を作成するものとする。
飼料作物収穫調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
単味飼料貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
地域未利用資源調製貯蔵施設	・施設用地の造成整備を含む。
家畜排せつ物処理施設	・施設用地の造成整備を含む。
飼料生産・調製・保管施設	・施設用地の造成整備を含む。
管理棟	・施設用地の造成整備を含む。
飼料給与設計用電算施設	・自給飼料を基本とした合理的な飼料給与システムを確立する場合に限る。
家畜改良増殖関連施設	
きゅう舎	

畜舎	
鶏舎	
飼料給与施設	
解体処理施設	
冷蔵冷凍施設	
受精卵処理、採卵及び移植室	
肉質等分析施設	
人工授精処理施設	
衛生検査施設	
能力調査施設	
隔離検疫豚舎	
隔離検疫鶏舎	
畜産新技術実用化施設	
その他家畜改良増殖又は畜産新技術の取組のための必要な機械器具	
附帯施設	
離農跡地・後継者不在経営施設	・新規就農及び規模拡大に必要な施設とする。 ・施設を実施する場合は、以下の要件を満たすものとする。 （a）事業実施主体が、農地保有合理化事業、信託（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に定める事業をいう。以下同じ。）又は農業経営事業（農業協同組合法第11条の31第1項に定める事業をいう。以下同じ。）により、離農者等から買入れた農用地又は施設であって、新規就農者等に一定期間（原則5年以内）貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。

- (b) 事業実施主体が、農地保有合理化事業又は農業経営事業により離農者等から借り入れた農用地であって、新規就農者等に一定期間貸し付けることを予定しているもの及び当該農用地に存する施設であって、当該離農者等から借り入れて新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (c) 事業実施主体が、離農者等から買い入れた農業用施設用地又は施設であって、新規就農者等に貸し付けること若しくは一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているものであること。
- (d) 事業実施主体が、離農者等から借り入れた施設であって、新規就農者等に貸し付けることを予定しているものであること。
- (e) 事業実施地域は、市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内とし、アクションプランを策定しているか、又は策定することが見込まれる市町村の区域内若しくは都道府県内とする。

・事業の対象者

- (a) 新規就農者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。新規に畜産経営を開始する法人にあつては、以下のiiiの要件を満たすこと並びに i、ii 及びivを満たす常時従事者である構成員が1人以上いること。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、40歳未満又は40歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における平均経営規模以上の経営を営むことが見込まれること。
 - iv 青年等の就農促進のための資金の貸し付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第4条第1項に規定する就農計画の認定を受けるか、又は認定を受けることが見込まれること。
- (b) 規模拡大者にあつては、以下の要件をすべて満たすこと。
 - i 家畜飼養に1年以上従事した経験を有すること。
 - ii 原則として、50歳未満又は50歳以上であつて後継者の確保が見込まれること。
 - iii 当該地域における農用地面積又は家畜飼養頭数が、おおむね当該地域における平均経営規模以上であつて、かつ、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条の規定により、市町村が定めた農業振興地域整備計画に示されている効率的、かつ、安定的な農業経営の目標規模以上の経営を営むことが見込まれること。

・交付対象

- (a) 畜舎、畜舎と一体的に整備する施設、家畜排せつ物処理施設及び附帯施設で、老朽又は損傷箇所の補修、構造変更に伴う改修、飼養規模の拡大に対応した増築、飼養管理方法の改善又は変更に対応した新築及びそれらに伴う不要施設の撤去（後継者不在経営施設の新築及びそれらに伴う不要施設の撤去については、家畜排せつ物処理施設に限る。）を含むことができるものとする。

・事業の実施

	(a) 交付対象となる施設等の残存耐用年数は、原則として、畜舎等の施設にあつては5年以上(補修及び改修に係る施設については、補修及び改修後の耐用年数が5年以上) (b) 家畜整備については、次のとおりとする。 事業実施主体が買い入れ、新規就農者等に貸し付ける場合に認めるものとし、その対象は次に掲げるものとする。 i 乳牛 4歳未満の登録牛又はその娘牛であること。 ii 肉用牛(繁殖牛) おおむね8カ月以上4歳未満の繁殖雌牛であること。 iii 豚(繁殖豚) 生後3カ月以上12カ月以内のものであること。 iv その他の家畜 都道府県知事が適当と認めたものであること。 (c) 家畜の貸付期間 家畜の貸付期間は、原則として、5年以内とする。 (d) 助成対象限度額等 要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める場合、率及び額は、事業費の2分の1以内で、かつ、1頭当たり350,000円を交付対象の限度額とする。 なお、家畜の購入時の価格及び購入に要する諸経費(家畜市場手数料、購入旅費、鉄道、航路、自動車等の運賃、積込料、貸車諸設備経費、輸送中の飼料費、上乗人夫賃、輸送保険料等)を含むものとする。 (e) 家畜の貸し付け契約 事業実施主体は、家畜の貸し付けに当たっては、貸し付け規程を整備し、かつ、新規就農者等との間に家畜の管理及び保全を内容とする契約を締結するものとする。
畜舎	
畜舎と一体的に整備する設備	
家畜排せつ物処理施設	
簡易は場整備	
家畜整備	
附帯施設	
畜産周辺環境影響低減施設	・畜産に起因する悪臭及び排水を処理する施設として、畜舎又はたい肥舎等に対して設置する脱臭施設及び浄化処理施設とする。

	・施設整備に当たっては、次の条件を満たすこととする。 （a）整備する施設は、地域ごとの臭気及び排水の規制や周辺からの理解を得られる適正な規模及び処理能力を備えるものであること。 （b）受益者は、資源循環型社会の形成や大気、水等の環境保全に資するため、家畜排せつ物の適正な管理や臭気及び排水等の経営体外への排出等に際して、関連する環境法令を遵守していること。
脱臭施設	・畜舎又はたい肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等を十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
浄化处理施設	・畜舎又はたい肥舎等と接続するための整備を含む。 ・施設整備に当たっては、施設の設置箇所等十分検討し、低コストかつ効果的な配置となるよう留意すること。
一体的に整備する設備	・脱臭施設又は浄化处理施設と一体的に整備するものとする。 ・整備する設備は、整備する脱臭施設又は浄化处理施設の適正な管理に必要な施設とする。

第2 草地環境基盤整備対策

1 取組の概要

将来にわたり畜産主産地として発展が期待される地域において、担い手への土地集積を加速させ、大型機械化体系に対応した高位生産性草地等の飼料基盤の整備を促進しつつ、地域に点在する不作付地、耕作放棄地、野草地等の畜産利用のための基盤整備を推進するとともに、畜産経営に起因する環境汚染の防止を図り、畜産経営の合理化を促進することにより、自給飼料生産の拡大及び生産性の向上を図り、もって、地域畜産の持続的発展と生活環境の改善及び地域社会の活性化を推進する。

2 取組の実施基準等

(1) 事業の実施基準

第1の2の(1)に準ずるものとする。

(2) 事業の種類

ア 本事業は、飼料基盤再編型、資源リサイクル型及び草地景域活用型とし、その種類及び内容は次及び(6)に掲げるとおりとする。環境負荷脆弱地域における資源リサイクル型を除き、要綱別表のⅠのメニューの欄の2の(1)のウの(ア)から(オ)までを実施する場合において、畜産施設整備を行うことができるものとする。

(ア) 飼料基盤再編型とは、担い手への土地集積を行い、生産性の高い飼料基盤の整備を促進するため、草地等の基盤整備と併せ一体的な施設整備を行うものとする。

(イ) 資源リサイクル型とは、家畜排せつ物等の地域資源のリサイクルシステムを構築するため、草地等の基盤整備と併せ一体的な施設整備を行うものとする。

(ウ) 草地景域活用型とは、草地景観の活用により、都市住民や地域住民への憩いや教育の場の提供を促進するため、草地等の基盤整備と併せ一体的な施設整備を行うものとする。

(3) 事業実施主体

第1の2の(2)に準ずるもののほか、事業に係る草地等((6)に定めるものをいう。以下同じ。)の管理を行う地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業公社又は当該草地等の管理を行う農業者から委託を受けた農業協同組合とする。

(4) 交付率

第1の2の(3)に準じるものとする。

ただし、要綱別表のⅠの交付率の欄のただし書の生産局長等が別に定める

率は、離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域（以下「離島」という。）において実施する場合は、事業費の20分11以内、沖縄県及び奄美群島において実施する場合、事業費の10分の6以内とするものとする。

（5）採択要件

第1の2の（4）に準じるものとする。

ただし、以下の場合は、次に掲げるところによるものとする。

ア 面積要件等

要綱別表のⅠの採択要件の欄の1の（3）の生産局長等が別に定める面積要件等は、次に掲げるとおりとする。

種 類	面 積 要 件 等
1 飼料基盤再編型	次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 （1）基盤整備に係る受益面積の合計がおおむね5ha以上であること。なお、受益面積は、本事業で整備される基盤整備と一体的に利用される草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地とする。 （2）酪農及び肉用牛生産に係る担い手割合が事業参加者の2分の1以上を占めることが見込まれること。
2 資源リサイクル型	次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 （1）基盤整備及び施設整備に係る受益面積の合計が、環境負荷脆弱地域において事業を実施する場合を除き、おおむね10ha以上であること。 （2）事業参加者の家畜飼養頭羽数が、肥育豚換算頭数でおおむね1,000頭以上であること。
3 草地景域活用型	次に掲げる要件のすべてを満たすこと。 （1）基盤整備に係る受益面積の合計がおおむね10ha以上であること。 （2）草地面積が北海道以外にあっては、おおむね30ha以上、北海道にあっては、おおむね50ha以上が見込まれること。 （3）家畜飼養頭羽数が肥育豚換算頭数でおおむ

	ね1,000頭以上であること。	
--	-----------------	--

(注) 1 肥育豚換算頭数とは、肥育豚を規準として次の換算係数により算定するものとする。

(ア) 成牛 1 頭につき、5.0頭

(イ) 育成牛 1 頭につき (24カ月未満)、2.5頭

(ウ) 繁殖豚 1 頭につき、2.0頭

(エ) 鶏 1 羽につき、0.02頭

2 環境負荷脆弱地域とは、次のいずれかに該当する地域とする。

(ア) 水質等規制地域

a 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の保全に関する特別措置法 (平成 6 年法律第 9 号) 第 4 条第 1 項の規定に基づく水質保全に係る指定地域

b 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 第 3 条第 1 項の規定に基づく排水基準に係る指定湖沼若しくは指定海域に流入する公共用水域等に係る地域又は第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく総量規制に係る指定地域

c 悪臭防止法 (昭和 46 年法律第 91 号) 第 3 条の規定に基づく悪臭物質の排出規制に係る規制地域

d 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和 48 年法律第 110 号) 第 5 条第 1 項の規定に基づく関係府県の区域

e 湖沼水質保全特別措置法 (昭和 59 年法律第 61 号) 第 3 条第 2 項の規定に基づく指定地域

f 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約 (昭和 55 年条約第 28 号 (ラムサール条約)) の指定湿地に流入する地域 (湿地の保全を促進するための計画が作成され又は作成されることが確実と見込まれる湿地に限る。)

g 都道府県条例等に基づく水質保全に係る指定地域

(イ) 水道水源の上流域

(ウ) クリプトスポリジウム等の人の健康に深刻な影響を与える病原性微生物の存在が公的機関において確認されている河川又は湖沼に流入する区域

イ 事業参加者の要件

(ア) 事業参加者は、事業完了後、速やかに「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成 17 年 3 月 31 日付け 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。)を実践し、又は実践することが確実と見込まれる者であって、当該土地につき所有権その他の使用収益権を有し、又は有することとなるものと見込まれる者

(イ) 事業参加者は、要綱別表のⅠの採択要件の欄の１の（１）の規定にかかわらず、５戸未満の農業生産法人で実施できるものとする。

ウ 草地環境基盤整備の上限事業費

(ア) 要綱別表のⅠのメニューの欄の２の（１）のウの草地環境基盤整備に係る事業費の上限は、１０億円以内とし、かつ、単年度６億円以内とする。

エ 受益面積

(ア) 受益面積は、要綱別表のⅠのメニューの欄の２の（１）のウの（ア）から（オ）までに係る整備と一体的に利用される草地（飼料畑を含む。）、野草地及び放牧用林地とし、受益面積が２００ha以内のものを対象とする。
(イ) 資源リサイクル型にあっては、この事業により整備される家畜排せつ物処理施設により処理される家畜排せつ物を土地還元するための農用地面積（書面等により、その旨が確認できるものに限る。）を含むことができる。

（６）共同利用施設等の基準

要綱別表のⅠのメニューの欄の２の（１）のウの草地環境基盤整備については、次のとおりとする。

種類	種類の細目	事業の内容
１ 飼料 基盤 再編 型	（１）基盤整備	ア 草地等の造成改良 草地の造成（飼料畑含む。）又は改良（土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等造成改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 イ 草地等の整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等整備改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 ウ 野草地整備改良 野草地改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良

		エ 放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の成育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・徐間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良 オ 草地再生改良 草地の再生改良（起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布）のほか、草地再生改良に係る用排水施設の新設又は改良 カ 水質汚染防止基盤の整備 （ア）水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は２列以上、その幅は概ね３メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならないものとする。 浄化水路の造成整備については、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については補助対象としないものとする。 （イ）浄化池、汚水処理池等の整備改良 浄化池、汚水処理池等の浚渫、埋め戻し及び防漏処理に要する経費 （ウ）地下水汚染防止施設の整備改良 排水施設等の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては補助対象としない。
	（２）施設整備	基盤整備の事業の内容のアからオと一体的に行う次に掲げる施設整備を行うものとする。 ア 隔障物整備 家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良 イ 電気導入施設整備 利用施設等に必要な電気を導入する施設の新設又は改良 ウ 家畜保護施設整備 家畜の馴致、保護及び避難に必要な家畜避難舎並びに当該家畜の看視及び保護に必要な看視舎の新設又は改良

		エ 家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設等の新設又は改良 オ 水質汚染防止施設整備 畜産経営により排出される排水の処理施設の整備 カ 飼料調製貯蔵施設整備 草地（飼料畑を含む）の利用に必要な飼料貯蔵施設の新設及び改良 キ 衛生管理施設整備 家畜の疾病防止又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴及び牛舎等の施設の新設又は改良 ク 牧野樹林施設整備 草地の利用又は保全に必要な牧野樹林の造成
2 資 源 リ サ イ ク ル 型	(1) 基盤整備	ア 草地等の造成改良 草地の造成（飼料畑含む。）又は改良（土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等造成改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 イ 草地等の整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等整備改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 ウ 野草地整備改良 野草地改良（牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、野草地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良 エ 放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の成育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・徐間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良 オ 草地再生改良 草地の再生改良（起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布）のほか、草地再生改良

	に係る用排水施設の新設又は改良 カ 水質汚染防止基盤の整備 (ア) 水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅は概ね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものでなければならないものとする。 浄化水路の造成整備については、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については補助対象としないものとする。 (イ) 浄化池、汚水処理池等の整備改良 浄化池、汚水処理池等の浚渫、埋め戻し及び防漏処理 (ウ) 地下水汚染防止施設の整備改良 排水施設等の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては補助対象としない。 キ 周辺環境基盤の整備 (ア) 環境保全林の造成整備 畜産経営に起因する環境汚染を防止し、畜産経営の環境保全に必要な樹林地の造成整備 植栽は2列以上、その幅はおおむね3メートル以上植栽するものとし、樹種、樹齢は環境保全機能及び経済性を考慮したものでなければならない。 (イ) 緑地帯の造成整備 主として景観の改善のために、畜産施設周辺にシバ等の植物（販売用のものを除く。）を植栽するものとするが、単年性の植物等の種子については補助対象としないものとする。
(2) 施設整備	環境負荷脆弱地域を除き、基盤整備の事業の内容のAからオと一体的に行う次に掲げる施設整備を行うものとする。 ア 家畜排せつ物等地域有機資源循環利用施設の整備 家畜排せつ物処理施設（家畜排せつ物と一体的に処理される地域有機質残さ等を含む。）の施設整備 (ア) 家畜排せつ物処理施設整備 家畜排せつ物を処理するために必要な施設整備 (イ) 地域有機質残さ等一体高度処理施設整備

		家畜排せつ物と地域の有機質残さ等を一体的に処理し、地域におけるリサイクル利用が図られる施設整備。 (ウ) エネルギー等副産物利用処理施設整備 副産物の有効利用を図る観点及び地域の畜産環境問題の発生状況等から、当該施設導入の必要性が高く、エネルギー又は浄化処理水が有効に利用されると見込まれること。 イ 地域有機質残さ飼料化施設の整備 地域の有機質残さに係る飼料化施設の整備 ウ 水質汚染防止施設整備 畜産経営により排出される排水の処理施設の整備 エ バイオ燃料生産・活用農業用施設整備 家畜ふん尿の処理過程で発生するメタンガス等を利用するための施設整備とし、売電を主目的とする施設については補助対象としないものとする。 オ たい肥土壌等分析施設整備 たい肥の土壌分析等に係る施設の整備 カ 水分調整資材収集製造等施設整備 敷料の収集製造等に係る施設の整備 キ 電気導入施設の整備 本事業で整備される施設等に必要な電気を導入に資するものの整備に限る。 ク 周辺環境施設の整備 本事業で整備される家畜排せつ物処理施設周辺の環境整備に資するものの整備に限る。
3 草地 景域 活用 型	(1) 基盤整備	ア 草地等の造成改良 草地の造成（飼料畑含む。）又は改良（土壌改良資材、牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等造成改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 イ 草地等の整備改良 草地（輪作体系等の中で飼料基盤として利用される土地を含む。）の整備改良のほか、道路、雑用水施設、用排水施設、防災施設等整備改良に係る草地の利用又は保全に必要な施設の新設又は改良 ウ 野草地整備改良 野草地改良（牧草導入のための障害物除去、起土及

	び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。)のほか、野草地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良 エ 放牧用林地整備 放牧用林地（木竹の成育に供され、併せて家畜の放牧の目的に供される土地をいう。以下同じ。）の造成又は整備（造林・徐間伐並びに牧草導入のための障害物除去、起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布を含む。）のほか、放牧用林地の利用に必要な道路及び雑用水施設の新設又は改良 オ 草地再生改良 草地の再生改良（起土及び整地並びに土壌改良資材及び牧草種子の購入及び散布）のほか、草地再生改良に係る用排水施設の新設又は改良 カ 水質汚染防止基盤の整備 （ア）水質浄化林・浄化水路の造成整備 水質浄化林の植栽は2列以上、その幅は概ね3メートル以上で公共用水域等の周辺に植栽するものとし、樹種及び樹齢は窒素吸収能力及び経済性を考慮したものではないものとする。 浄化水路の造成整備については、水質を浄化する機能を有する植物や浄化用骨材等を利用して水質を浄化する水路の造成改良とするが、単年性の植物等の種子については補助対象としないものとする。 （イ）浄化池、汚水処理池等の整備改良 浄化池、汚水処理池等の浚渫、埋め戻し及び防漏処理に要する経費 （ウ）地下水汚染防止施設等の整備改良 排水施設等の整備改良に限るものとし、住宅地内のものについては補助対象としない。
（２）施設整備	基盤整備の事業の内容のアからオと一体的に行う次に掲げる施設整備を行うものとする。 ア 草地景域活用活性化施設整備 都市住民との交流及び草地景観の提供に供する施設の適切な利用と保全を図るための施設並びに畜産施設周辺の環境整備を図るために必要な環境美化施設の新設又は改良 （ア）草地景域活用活性化施設については、地域に密着

したものであり適正な利用計画に基づく施設規模及び利用者の安全衛生に留意したものとし、計画に当たっては関連事業との効果的な組合せを検討して行うものとする。

イ 家畜排せつ物処理施設整備

家畜排せつ物を処理するために必要な施設の新設等又は改良

ウ 電気導入施設整備

本事業で整備させる施設等に必要な電気を導入する施設又は改良であり、自然エネルギー利用発電施設を含むものとする。

(ア) 電気導入施設の整備については、この事業により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設等の利用に必要なものとし、各施設の立地条件、経営方式、施設の配置、規模、容量等を十分検討して行うものとする。

(イ) 自然エネルギー利用発電施設について、自然条件の変動により、余剰電力（発電施設により発生した電力のうち、利用施設等に必要な電気相当量を差し引いた電力。）が生じた場合においては売電を行うこともできるものとするが、売電を主目的とする施設については補助対象としないものとする。

エ 隔障物整備

家畜の放牧に必要な隔障物の新設又は改良

オ 家畜保護施設整備

家畜の飼養に必要な畜舎、看視舎等の新設又は改良

カ 水質汚染防止施設整備

畜産経営により排出される排水の処理施設の整備

キ 飼料調製貯蔵施設整備

草地（飼料畑を含む）の利用に必要な飼料貯蔵施設の新設及び改良）

ク 衛生管理施設整備

家畜の疾病予防又は衛生対策に必要な衛生舎、薬浴、牛舎等の施設の新設又は改良

ケ 放牧馴致施設整備

家畜の放牧馴致に必要なパドック、シェルター、草架等の施設の新設又は改良

コ 防護柵の整備

牧場への来訪者の安全を図るための防護柵の新設又

		は改良	
--	--	-----	--

Ⅲ 経営力の強化を目的とする取組

第1 意欲ある多様な農業経営の育成・確保

1 整備事業

(1) 特定地域経営支援整備

ア 特定地域経営支援整備の実施の方針

(ア) 特定地域経営支援整備は、地理的条件の不利により経営規模の零細な農家が多くを占める地域等（以下「経営体育成緊急地域」という。）及び沖縄県において、地域農業の持続的な発展に向けて意欲ある多様な農業経営の育成・確保に結びつく施設等の整備を図ることを内容とするものとする。

なお、特定地域経営支援整備においては、複数の施設等の組み合わせにより意欲ある多様な農業経営の育成・確保を図ることを基本とする。

ただし、地域の実情等により1つの施設等のみの整備が必要となる場合又は既存施設等の組み合わせにより十分な効果が発現されると認められる場合には、この限りではない。

(イ) 沖縄県における特定地域経営支援整備の実施については、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に基づく沖縄振興計画との密接な連携のもとに、本土農業との格差是正と生産性の高い亜熱帯農業の確立に努めるものとする。

イ 対象地域の範囲等

(ア) 特定地域経営支援整備の対象地域は、経営体育成緊急地域及び沖縄県とし、生産条件等の類似性や意欲ある多様な農業経営の育成・確保のための成果目標を設定すること等にかんがみ、集落単位から大字の区域までの範囲内とすることを基本とする。

ただし、地域の実情等を勘案して、この範囲を越えて実施することが適当と認められ、かつ、その地域の農業者等の合意が得られている場合は、この区域を越えた区域において実施することができるものとする。

(イ) (ア)の経営体育成緊急地域とは、次のいずれかに該当する地域であって、意欲ある多様な農業経営の育成・確保を緊急かつ積極的に支援する必要があると特に都道府県知事が認める地域とする。

a 対象地域において、農家1戸当たりの平均農地面積がおおむね0.5ha（北海道においては、2ha）未満であり、かつ、農地面積が0.5ha（北海道においては、2ha）未満の農家がおおむね5割以上を占める地域。

b 地形的条件等からaの地域に準ずる地域。

c 対象地域の販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。以下同じ。）に対する副業的農家（農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。以下同じ。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域であって、主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、65歳未満の自営農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。以下同じ。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域。

ウ 成果目標に関する留意事項

成果目標に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

(ア) 成果目標基準については、配分基準通知の別表2-2の達成すべき成果

目標の基準（以下「成果目標基準」という。）の欄の1の成果目標の基準を満たすものとする。

（イ）意欲ある多様な農業経営とは、経営規模の拡大、新規作物の導入、経営コストの低減、農業の6次産業化、耕作放棄地の解消等に取り組む経営体とする。

（ウ）地区選択目標を設定する場合にあっては、成果目標基準の欄の1から3の成果目標と異なる取組に関する目標を設定するものとする。

エ 計画主体

特定地域経営支援整備の事業実施計画を作成する者（以下「計画主体」という。）は、市町村を基本とし、その作成に当たっては、関係機関との十分な連携に留意するものとする。

ただし、地域の実情等を勘案し、市町村に代わり農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会又は農業者等が組織する団体等が計画主体となることができるものとする。

なお、市町村以外の者が計画主体となる場合にあっては、当該計画主体は、市町村担当部局及び関係機関との連携を十分に図り、市町村基本構想その他当該市町村における各種農業振興方針等との整合に留意するものとする。

オ 年度別実施計画

（ア）都道府県知事は、毎年度、特定地域経営支援整備の実施地区（要綱別表のⅡの経営力の強化において、平成20年度及び平成21年度に事業実施計画の認定を受けた地区であって、事業実施期間が平成22年度以降に及ぶ地区を含む。）ごとの事業進捗を勘案の上、都道府県全体の年度別実施計画を作成し、要綱第4の2の都道府県事業実施計画の提出と併せて地方農政局長等に提出するものとする。

（イ）年度別実施計画の作成は、別紙様式1号の別添3の特定地域経営支援整備年度別実施計画書（以下「年度別実施計画書」という。）により行うものとする。

カ 事業実施計画の変更

計画主体は、要綱第4の5のただし書に規定する場合以外の事業実施主体の変更、施設等の新設又は廃止及び事業内容の変更に当たっては、事業の実施状況、社会及び経済情勢の変化等を勘案し、適切に行うものとする。

また、都道府県知事は、これらを掌握して適切に助言及び指導を行うよう努めるとともに、その異同を年度別実施計画書に添付の上、地方農政局長等に提出するものとする。

キ 推進体制について

都道府県知事は、要綱第9の2の（2）の第三者の意見を聴く項目について、次に掲げるとおり設定するものとする。

（ア）成果目標に対する達成状況及びこれまでの取組状況（改善計画の策定等の改善措置を含む）

（イ）成果目標の未達成要因の把握・分析

（ウ）成果目標の達成に向けた今後の対応方策

（エ）事業実施主体（農業者等の組織する団体に限る。）の収支状況（事業実施主体（農業者の組織する団体に限る。）の収支率について、50%未満が3ヵ年継続した場合）

（オ）その他都道府県知事が必要と認める事項

ク 事業内容等

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「特定地域経営支援整備」の交付の対象となる施設等の内容は、次表に掲げるとおりとする。

(表 1)

施設等名	交付の対象となる整備内容	実施要件等
1 区画整理	農用地の区画の拡大、整形、換地及び面的工事と一体的に行うかんがい排水、暗きょ排水、農道等の整備	受益面積は、1事業地区についておおむね団体営級（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第50条第1項から第8項までに定める要件に満たない事業をいう。）以下とする。
2 畦畔整備	畦畔の除去及び改善	
3 用排水整備	用水路、排水路の新設、改修及びこれらの附帯施設	
4 農道	農業上の利用に供する道路及び農地と農業用関連施設を結ぶ道路の新設、改良	
5 連絡道	農業用施設等と集落との連絡のための道路の新設、改良	
6 農地保全整備	客土、土壌改良、ため池改修、冠水防止のための排水ポンプ、地滑り対策のためのブロック積み・杭打ち、抜根等遊休地改良、ほ場進入路整備等及びこれらの附帯施設	
7 建物用地整備	新規就農者のための滞在施設用地の造成、農業用施設用地の造成、改良、経営多角化のための交流施設用地の造成及びこれらの附帯施設	
8 交換分合	農用地の交換・分割、合併等による農用地の集団化のための土地評定、測量、許可申請	
9 体験農園整備	学童・都市住民等の体験農業のための区画整理、農地の造成及びこれと一体的に行う用排水路、農道等の整備とこれらの附帯施設	
10 新規就農者研修施設	栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）、座学等を行う研修施設及び宿泊滞在施設等とこれらの附帯施設	
11 高生産性農業用機械施設	整理合理化通知の記に基づき交付の対象となる農業用機械施設及びこれらの附帯施設（沖縄県においては、その他の農業用機械施設及びその附帯施設を含む。）	<交付金交付率> 農業用機械及びその附帯施設にあつては、1／3以内（沖縄県及び水稲直播機、細断型ロールベラー、

		稲発酵粗飼料用ローラーベラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。)
12 乾燥調製貯蔵施設	乾燥機、粳摺り機、袋詰め機、色彩選別機、貯蔵施設、建物等及びこれらの附帯施設	<交付金交付率> カントリーエレベーターにあっては、施設の計画処理量1トンにつき交付金122.5千円（沖縄県にあっては、163.3千円）、計画処理量が2千トン未満の場合は交付金157.5千円（沖縄県にあっては、210千円）を上限とする。
13 米麦流通合理化施設	フレコンラック貯蔵方式、ばら玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等とこれらの附帯施設	<交付金交付率> 集排じん設備、乾燥調製後の生産物の処理加工施設、副産物処理加工施設及び建設並びにこれら附帯施設及び基礎工事にあっては、1/3以内（沖縄県を除く。）
14 育苗施設	水稻、野菜等の共同育苗施設及び附帯施設	
15 農畜産物集出荷貯蔵施設	野菜、果樹等の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械、建物等及びこれらの附帯施設	
16 農畜産物処理加工施設	処理・加工・冷蔵・貯蔵・包装用機械施設及びこれらの附帯施設	
17 高品質堆肥製造施設	堆肥製造用機械施設、堆肥保管用施設等及びこれらの附帯施設	
18 農業用水施設	水源施設、貯水施設、配管、ポンプ等及びこれらの附帯施設	
19 新技術活用種苗	育苗・増殖用施設、培養検定用施設及びこれらの附帯施設	

等供給施設		
20 経営継承円滑化支援施設	① 市町村、農協、第3セクター等が離農者等農業を中止した者の経営資産を新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者（基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく市町村の認定を受けようとする者をいう。以下同じ。）へ円滑に継承するために行う、ほ場の簡易な整備、中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築 ② 特定農業法人又は特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織による地区内農家からの中古農業用機械の購入及び修繕、中古農業用施設の購入、補修、改修及び増築	対象となる機械及び施設は、残存耐用年数が施設にあつては5年以上、機械にあつては2年以上のものとし、整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。
21 農業資材保管施設	製材機、ビニール裁断機などの加工用施設及び農業用資材の保管施設	当該施設の整備は、沖縄県に限るものとする。
22 農業機械高度利用施設	農業機械の効率的な維持管理を行うとともに、共同利用体系の確立、オペレーターの研修等、有効的な機械利用に供する施設	当該施設の整備は、沖縄県に限るものとする。
23 農林漁業体験施設	そば打ち、ジュース加工、わら細工等農林漁業の体験、技術の伝承、宿泊体験等のための施設及びこれらの附帯施設	＜交付金交付率＞ 4／10以内（沖縄県を除く。）
24 産地形成促進施設	販路拡大用、鮮度保持用、貯蔵用施設等及びこれらの附帯施設	
25 地域食料供給施設	地域内の農畜産物を活用した食料の供給のために必要な加工室、貯蔵室、処理加工機械施設等及びこれらの附帯施設	
26 総合交流拠点施設	地域特産物の展示、伝統文化の伝承、特産物の手作り体験、地域内の総合案内、地域に賦存する諸資源を活かした滞在等交流の推進のために必要な機能を有する施設及びこれらの附帯施設	
27 女性アグリサポートセンター	託児及び放課後児童の受け入れ機能、特産品の研究開発機能、健康及び機能的食品の成分分析機能、女性起業等のための各種研修機能、健康管理機能及	

	び送迎サービス機能の全部又は一部を複合的に有する施設とこれらの附帯施設	
28 高齢者農業活動支援施設	特産品の生産・販売、高齢者の健康管理・援助等高齢農業者の活動を支援する機能を複合的に有する施設とこれらの附帯施設	ホームヘルパー活動等の体制が整備されており、かつ、健康管理機能に係る施設面積が、当該施設の総面積の2分の1以下のものとする。
29 未利用資源活用施設	農業副産物、農業廃棄物、太陽熱等地域における未利用資源をエネルギー化するために必要な施設、廃棄物燃料化施設等及びこれらの附帯施設	
30 地域農業管理施設	栽培管理技術・経営管理に関する指導・研修、土壌分析、作物の品質検定、土地の利用調整等に必要な機器・施設等及びこれらの附帯施設	一設備として整備される情報端末（音声告知及び受信端末、パソコン端末等）は、市町村役場等公共機関、農業協同組合等農業関係機関所有の施設のほか、地域集会所等必要最小限の公共的役割を有する場所に設置するものに限って交付の対象とするものとする。
31 農業気象高度利用施設	地域農業のニーズに即した気象情報を得るための気象観測ロボット、地域データ解析コンピュータ、観測データ受発信装置等農業気象高度利用施設及びこれらの附帯施設	
32 経営高度化支援施設	農業生産・経営に係る遠隔環境制御・監視等に必要な計測機器、制御装置、監視装置、情報処理装置、端末機器等及びこれらの附帯施設	

(イ) 要綱別表のⅡの交付率の欄のただし書に該当する施設は、(ア)の表1の実施要件等の欄に交付金交付率が定められている施設とする。

(ウ) 交付の対象となる施設等の交付金の交付限度は、次表に掲げる施設等別の上限建設費等の範囲内であって、必要最小限のものとする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、都道府県知事が特に必要であると認める場合にあっては、上限建設費等を超えて交付の対象とすることができるものとする。

なお、ただし書の規定は、カントリーエレベーターの整備の場合にあっては、上限建設費及び北海道における上限規模を除くものとする。（都府

県における上限規模は、この限りではない。)

また、上限建設費等が定められていない施設等についても、極力事業費の低減に努めるものとする。

(表 2)

施設等名	内 容	上限建設費	その他の基準
1 区画整理	小規模な田、畑の区画の変更	10a当たり300万円	
2 用排水整備	小規模な末端用排水路の整備	m当たり15万円	
3 農道及び連絡道	小規模な農道及び連絡道の整備	m当たり20万円	
4 体験農園整備	体験農園の整備	区画整理に準ずる。	
5 新規就農者研修施設	農業機械及び施設、研修及び滞在施設等の整備	他のメニューで設定したものに準ずる。	上限規模は他のメニューで定める規模に準ずる。
6 高生産性農業用機械施設	①温室	建築面積㎡当たり3.5万円(内部設備がある場合) 建築面積㎡当たり1.7万円(内部設備がない場合)	上限規模は15,000㎡
	②畜舎	建築面積㎡当たり5万円	上限規模は2,000㎡
7 乾燥調製貯蔵施設	①ライスセンター	処理量トン当たり45万円	上限規模は2,000t
	②カントリーエレベーター	処理量トン当たり 2,000t級31.5万円 3,000t級24.5万円	上限規模は3,000t
8 米麦流通合理化施設		処理量トン当たり13.5万円	
9 育苗施設		育苗対象面積ha当たり 100ha以上90万円 100ha未満160万円	上限規模は500ha
10 農畜産物集出荷貯蔵施設	①りんご選果機建物	処理量トン当たり38万円 処理量トン当たり13.5万円 延べ床面積㎡当たり11.5万円	
	②なし	処理量トン当たり27万円	
	③柑橘選果機	処理量トン当たり17万円 処理量トン当たり5,000t以上9万円	

	建物 ④野菜（トマト、キュウリ）	5,000t未満13.5万円 延べ床面積㎡当たり7万円 処理量トン当たり27万円	
11 農畜産物処理加工施設	茶	処理量トン当たり160万円	
12 高品質堆肥製造施設		処理量トン当たり7.6万円	上限規模は4,000t
13 農業用水施設	定置配管施設	受益面積10a当たり86万円	上限規模は50ha
14 新技術活用種苗等供給施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円（建物） 延べ床面積㎡当たり3.5万円（温室）	上限規模は延べ床面積1,500㎡ 上限規模は延べ床面積3,000㎡
15 農林漁業体験施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,500㎡
16 産地形成促進施設		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
17 地域食材供給施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積1,000㎡
18 総合交流拠点施設		延べ床面積㎡当たり29万円	上限規模は延べ床面積2,000㎡
19 女性アグリサポートセンター	託児機能、特産品の研究開発機能、各種研修機能等をもった施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。
20 高齢者農業活動支援施設	農林業体験、総合交流拠点等に健康管理機能を併せ持った施設	複合機能を有する施設のため、他の施設の基準に準ずる。	上限規模は他の施設の基準に準ずる。なお、健康管理機能分は施設の延べ床面積の1/2以下。
21 未利用資源活用施設	籾殻粉碎施設（プラント）	1台当たり2,250万円	
22 地域農		延べ床面積㎡当たり24.5万円	上限規模は延べ

業管理施設			床面積1,500㎡
23 農業気象高度利用施設		気象観測ロボット1台当たり670万円 地域センター一式5,670万円	

(エ) 実施基準

- a 個々の施設等の整備については、単年度で完了することを原則とする。
ただし、地区の実情等に即し必要があると都道府県知事が認める場合は、この限りではない。
- b 施設等の整備に係る事業費は、都道府県において使用されている単価及び歩掛かりを基準として、地区の実情等に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造等はそれぞれの目的に合致しているものとする。また、事業費の低減を図ることに十分留意しつつ、施設の構造等を勘案の上、間伐材を含む木材の利用促進に配慮するものとする。
なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施行に係る人力施行費の全額又はそのうち資材費のみを交付の対象とすることができるものとする。
- c 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業を本対策に切り替えて交付の対象とすることは、認めないものとする。
- d 既存施設又は資材の有効利用等の観点からみて、地区の実情に即し必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築整備のほか、増築、改築、併設又は合体の整備及び古品古材の利用による整備を交付の対象とすることができるものとする。
なお、古品古材の利用については、荒廃家屋や廃校等の利用のほか、乾燥調製貯蔵施設等の機械設備の機能向上のための整備についても、既存施設の有効利用の観点から交付の対象とする。
- e 交付の対象とする施設等は、原則として、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。
- f 個人機械及び施設、目的外使用のおそれの多い機械及び施設又は事業効果の小さい機械及び施設は、交付の対象としないものとする。
- g 既存の共同利用機械・施設の更新（当該既存の機械・施設の代替として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するものをいう。）は、交付の対象としないものとする。
- h 要綱別表のⅡのメニューの欄の「特定地域経営支援整備附帯事業」については、施設等整備と一体的に実施するものとする。

ケ 事業実施主体

- (ア) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、農家3戸以上が構成員に含まれている団体であって、当該農家が全体の議決権の過半を占める等当該団体の事業活動を実質的に支配すると認められる次に掲げる団体とする。
 - a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）

- b 農事組合法人以外の農業生産法人
- c 特定農業団体
- d 農用地利用改善団体（基盤強化促進法第23条第1項に規定する団体をいう。以下同じ。）
- e 農作業の受託及び共同化、その他農畜産物の生産、加工、販売等を行う法人又は任意団体

ただし、eのうち食品製造業者等と連携してクの（ア）の表1の施設等名の欄の16、24及び25に掲げる施設を整備する場合は、当該農家の出資割合が過半を占める必要はないものとする。

（イ）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「第3セクター等」とは、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することが認められる法人とする。

（ウ）要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人」とは、当該法人の構成員に含まれる農家が3戸未満の次に掲げる法人とする。

なお、bからdまでに該当する法人が事業実施主体となる場合の交付金の交付率は、一律3分の1以内とする。

また、aからdまでに掲げる要件のうち、「目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。」と規定されている要件の目標年次は、事業実施計画策定年度から3年度目とする。

a 次に掲げる要件をすべて満たす特定農業法人

- （a）施設等の整備後5年間引き続き特定農業法人であるか、又は施設等の整備後5年間引き続き基盤強化促進法第23条第4項の利用権の設定又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行うこと。
- （b）特定農用地利用規程（基盤強化促進法第23条第4項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。）の農用地の利用の集積目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- （c）特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が農畜産物の取扱高全体の過半を占める目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- （d）当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

b 次に掲げる要件をすべて満たす農業生産法人

- （a）3戸以上の農家からの利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家からの原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、利用集積及び原料供給は5年以上の契約が締結されていること。

- （b）当該法人の行う農業経営に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- （c）当該法人の経営面積（作業受託面積を含む。以下同じ。）がおおむね20ha以上（中山間地域等は、原則としておおむね10ha以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

ただし、北海道にあつては、当該法人の経営面積がおおむね80 h a 以上（耕種経営の場合は、おおむね45 h a 以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。

なお、ここでの中山間地域等とは、次に掲げる地域をいうものとする。

- i 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
 - ii 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村地域
 - iii 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）
 - iv 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
 - v 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
 - vi 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
 - vii 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島
 - viii 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島
 - ix 「農林統計に用いる地域区分の改訂について」において中間農業地域及び山間農業地域に分類されている地域
- c 次に掲げる要件をすべて満たす農業サービス事業体（農作業の受託を行う法人をいう。以下同じ。）
- （a）3戸以上の農家又は市町村との間において5年以上の農作業受託契約が締結されており、施設等の整備後5年間引き続き農作業を行うこと。
 - （b）当該法人の行う農業関連業務に常時従事する者を3人以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
 - （c）当該法人の経営面積がおおむね20 h a 以上（中山間地域等は、原則としておおむね10 h a 以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- なお、北海道にあつては、当該法人の経営面積がおおむね80 h a 以上（耕種経営の場合は、おおむね45 h a 以上）となる目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- （d）5年以内に農業生産法人になることに関する計画を有していること。
- d 参入法人（農地法の一部を改正する法律（平成21年法律57号）附則第14条第1項に規定する事業により農用地を借り受けた特定法人及び農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定又は基盤強化法第18条第3項第3号の規定を受けて農地又は採草放牧地に権利の設定を行う法人をいう。以下同じ。）のうち、次に掲げる要件を満たす法人

- (a) 3戸以上の農家から利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う又は3戸以上の農家から原料供給を受けて加工等を行う目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。
- (b) 会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に定めるものをいう。）にあっては、資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の法人（以下「中小企業」という。中小企業以外から出資を受ける子会社（会社法第2条第3号に定める子会社をいう。）は除く。）であること。

コ 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、次に掲げるとおりとする。

- (ア) 個々の施設等の受益農家戸数は、3戸以上であること。
ただし、ケの（ウ）に定める法人が事業実施主体となる場合及びクの（ア）の表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の整備を除くものとする。
- (イ) 施設等の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (ウ) 費用対効果分析通知に定めるところにより、妥当投資額を算出し、投資効率が1.0以上となり、かつ、直接効果が効果全体の2分の1を超えていること。
- (エ) 整備を予定している施設のうち、処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設については、当該施設で取り扱う農畜産物の仕入・販売等に関する計画が明らかになっていること。
- (オ) 施設等の管理及び運営に当たり、収支計画が明らかになっており、収支の均衡がとれていると認められること。
- (カ) クの（ア）の表1の経営継承円滑化支援施設のうち交付の対象となる整備内容の欄の①の継承の対象は、次に掲げるものとする。
 - a 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる農用地であって、認定農業者等に一定期間（5年以内）貸し付けた後にあらかじめ特定された相手に売り渡すことを予定しているもの。
 - b 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる農用地であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。
 - c 事業実施主体が離農希望者等から買い入れる機械又は施設であって、認定農業者等に一定期間貸し付けた後に売り渡すことを予定しているもの。
 - d 事業実施主体が離農希望者等から借り入れる機械又は施設であって、認定農業者等に貸し付けることを予定しているもの。
- (キ) 交付の対象となる施設について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該施設を利用する者（以下「利用者」という。）との間でいわゆるリース契約を締結することができるものとする。
 - a 事業実施主体は、農業協同組合、第3セクター等又は農業法人であること。
 - b 利用者は、事業実施主体毎に次のとおりとする。
 - (a) 事業実施主体が農業協同組合又は第3セクター等の場合にあっては、

新規就農者、認定農業者又は認定志向農業者であること。

(b) 事業実施主体が農業法人の場合にあっては、次のいずれかに該当する者であること。

i 当該農業法人が農業研修等のために受け入れた者であって新たに営農を開始しようとする新規就農者

ii 当該農業法人との間に農業経営に係る物資の供給又は役務の提供を内容とする取引関係を有する農業法人

iii 当該農業法人からの出資や資金の融通を受ける農業法人

c 受益戸数は、3戸以上であること。

d リース契約の対象となる施設は、クの（ア）の表1の高生産性農業用機械施設（農業機械、温室、畜舎に限る。）、高品質堆肥製造施設、農畜産物集出荷貯蔵施設、農畜産物処理加工施設、育苗施設、乾燥調製貯蔵施設（麦及び大豆等に汎用性のある処理量1,000 t未満のものに限る。）、経営高度化支援施設及び（ケ）に定める複合経営促進施設であること。

なお、利用者が複合経営の確立等のため新規作目を導入する場合又は新規就農者が初期投資の負担軽減を図る場合等については、新品に比べ同程度の能力等を有する中古農業機械（残存耐用年数が2年以上のものに限る。）も交付の対象とすることができるものとし、この場合の中古農業機械は整理合理化通知に示された基準を適用しないものとする。

e リース料は、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

f 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスを責任をもって実施するものであること。

g 利用者は、施設の利用を責任をもって行い、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

報告を受けた事業実施主体は、速やかに市町村長及び都道府県知事にその旨を報告し、指示を受けること。

h 事業実施主体と利用者との間において締結するリース契約には、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止その他必要な事項を明記すること。

なお、事業実施主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとし、リース契約の締結に当たっては、あらかじめ、都道府県知事に協議するものとする。

(ク) 意欲ある多様な農業経営の育成・確保を目的として都道府県知事が特に必要と認める場合にあっては、特認施設整備として複合経営促進施設及び要綱別表のⅠのメニューの欄の（1）のエに掲げる施設（クの（ア）の表1の施設等に含まれるものを除く。）の整備を実施できるものとする。

なお、複合経営促進施設とは、次の要件に該当する施設をいうものとする。

a 防除機能、土づくり機能、資材保管機能等の機能を持つ共同施設と併せてその受益地区の区域内に設置される栽培機能の他に育苗機能等を併せ持つ生産施設であること。

なお、本施設は、共同施設との連携により、本施設の多用途利用の体

制が確立されるものとし、農業協同組合が事業実施主体となりリースを行う場合には、共同施設の利用について本施設の利用者の意向を踏まえるものとする。

- b 事業実施主体又は利用者において、市町村基本構想に定められる農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（基本構想が未策定の市町村においてはこれに準ずる指標）が達成できることが見込まれるものであること。

(ケ) 交付の対象となる施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車であって低額なもの並びにフォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトを除く。）は、交付の対象としないものとする。

(コ) 整備を予定している施設において浴室が含まれる場合の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- a 当該施設に宿泊機能を有し、かつ、その浴室が施設利用者数に応じた適正な規模であること。

- b 原則として温泉水の活用は認めない。

ただし、施設の建設及び維持管理コストを勘案し、温泉水を活用することが妥当であると都道府県知事が認める場合にあっては、この限りではない。

サ 留意事項

事業実施計画の作成及びその審査等に当たっては、次に掲げる事項等について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとする。

(ア) 目標年次までの各年度において、事業の実施状況及び成果目標の達成状況について客観的に点検及び評価することができる体制が整っているか。

(イ) 農産物価格の変動など成果目標の達成阻害要因等を考慮した事業実施計画となっているか。

(ウ) 整備を予定している施設等が、成果目標達成のために不可欠なものであるか。

(エ) 整備を予定している施設等の利用計画が定められており、利用計画に基づく施設等の適正な利用が確実であるか。

また、施設等の耐用年数の期間にわたる十分な利用が見込まれるか。

(オ) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるか。

(カ) 事業実施計画について、受益農業者及び関係者の合意に基づくものであるか。

(キ) 関連事業の進捗状況等との調和が図られているか。

(ク) 過去において、実施地区で他の補助事業等により整備している施設等の利用状況が適正であるか。

シ 事業実施状況の報告に基づく指導等

(ア) 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、次の事項に該当する場合には、以下の措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、地方農政局長等は、aの(b)の第三者の意見を聴いたことに

ついて報告を受けた場合には、農林水産省経営局長に報告するものとする。

また、以下の指導等に当たっては、キの（イ）の支援体制を積極的に活用する等により、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

- a 成果目標の達成プログラムの全部又は一部の達成率が70%未満の場合
 - （a）計画主体及び事業実施主体に対して重点的な指導助言（以下「重点指導」という。）を行うものとする。
 - （b）重点指導を行った後、キの（ア）の設定した項目について、要綱第9の2の（2）に基づき、第三者の意見を聴くものとする。
 - （c）（b）に基づき、第三者の意見を聴いた上で当該成果目標の達成の見込みがないものと判定したときは、計画主体及び事業実施主体に対して事業実施計画を変更させる又は事業を一時停止若しくは中止させるなど、適切な措置を講じるものとする。
 - （d）（a）又は（b）において、都道府県知事が、当該達成率の低い理由が、自然災害、土地収用等事業実施主体の責に帰すべきものでないと第三者の意見を聴いた上で認めた場合は、これらの規定に基づく措置をとることを要しない。

なお、（c）の事業を一時停止した場合において、成果目標達成のための合意形成等が図られ、改善されるものと都道府県知事が第三者の意見を聴いた上で認めた場合は、計画主体及び事業実施主体は事業の再開を行うことができるものとする。

b 施設等の利用状況等が低調な場合

- （a）施設等の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が3カ年（iiiの（i）にあつては2カ年）継続している場合にあっては、計画主体及び事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。

i 利用計画に対する利用状況が70%未満

ii 担い手の受益割合がコの（カ）に定める割合未満

iii 処理・加工、販売、食材供給等の機能を有する施設にあっては、次に掲げるとおりとする。

（i）施設で取り扱う農畜産物の仕入れ・委託販売額のうち地域内農畜産物の割合が50%未満

（ii）当該施設の収支率が80%未満

（iii）収入計画に対する収入実績の割合が70%未満

- （b）（a）により改善計画の達成状況を把握した結果、（a）のi及びiiiについて改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、計画主体及び事業実施主体に対して施設等の利用計画の変更等を検討させるものとする。

なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、事業事務取扱通知第6の3に基づき、適切な措置を講じるものとする。

- （イ）地方農政局長等は、要綱第7の3及び（ア）により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言するとともに、改善事例等についての情報提供を行うものとする。

第2 新規就農者の育成・確保

要綱別表のⅡのメニューの欄の「新規就農者の育成・確保」については、次に掲げることにより留意の上、実施するものとする。

1 推進事業

(1) 研修教育推進

ア 対象とする研修教育コース

定年帰農希望者や離職者等の就農促進のための新たな研修教育コースの設置を行うものとする。

イ 取組内容

(ア) 新たな研修教育コースのカリキュラム策定

当該研修教育コースの修了者の就農と就農後の経営安定に資する研修教育コースのカリキュラムの策定、新たなカリキュラムに対応した既存の研修施設の有効活用、新たな研修施設の整備等の検討を行うものとする。

(イ) 研修教育コースの拡充に伴う指導職員の配置

新たな研修教育コースの設置により必要となる指導職員として、新規就農希望者に対する研修教育や普及指導の経験を有する職員を配置する。なお、研修教育の実施に当たり使用する資材等の直接的な経費については交付の対象とならない。

(ウ) 就農定着のための専任職員の配置

就農に向けた営農計画の策定指導や就農とその定着を支援するための専任職員を新たに採用・配置し、地域における関係機関・団体等との調整を行うものとする。

ウ 採択基準

新たな研修教育コースの研修修了者に占める新規就農者の割合が20%以上を目標とするものを対象とする。

エ 留意事項

(ア) 当該事業は、新規就農者の就農定着に係る研修教育の取組を支援するものであり、その実施にあたっては、効果的かつ効率的な実施の観点から、普及指導センター、市町村、農業団体等の助言・指導を受けるものとする。

(イ) 新たな研修教育コースとは、新規に設置するコース及び既存のコースで研修生の定員拡大、研修期間の延長、研修内容の充実など、新規就農者数が増加するよう内容を拡充したものとする。

2 整備事業

(1) 研修教育基幹施設整備

ア 実施方針

次代の農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、農業に関する研修教育の実施に必要な研修教育施設の整備を行うものとする。

イ 事業の内容等

(ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」については、農業に関する技術や知識についての講義、講習等を実施するために必要な施設で、次に掲げるものとする。

- a 長期研修施設
- b 短期研修施設
- c 長期宿泊施設
- d 短期宿泊施設

- e 情報処理・提供施設
- f 農業機械演習施設
- (イ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「農業生産実習、食品加工実習等施設」については、実践研修に必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - a 現地実習教室
 - b 農産関連施設
 - c 園芸関連施設
 - d 畜産関連施設
 - e 農産加工関連施設
 - f 農産物流通・品質評価関連施設
 - g 生産実習ほ場整備
- (ウ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「新技術・環境保全型農業研修施設」については、新技術の習得や環境保全型農業の実践研修を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - a 生物工学関連施設
 - b 特殊温室
 - c 環境保全型農業実習ほ場整備
 - d 環境保全型農業技術実習施設
- (エ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「離職者職業訓練用研修施設」については、離職者等を対象とした農業に関する能力開発・技術習得等職業訓練を行うために必要な施設で、次に掲げるものとする。
 - a 職業訓練講習施設
 - b 職業訓練実習ほ場整備
 - c 職業訓練実習施設
- (オ) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設機材」については、新技術等の組立・実証を行うために必要な施設及び機材で、次に掲げるものとする。
 - a 調査研究施設
 - b 実験施設
 - c 調査研究・実験用機材

ウ 事業実施主体

- (ア) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」とは、次に掲げる団体とする。
 - a 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。）
 - b 農事組合法人以外の農業生産法人
 - c 農業研修教育を共同して行う団体なお、農業研修教育を共同して行う団体については、農家3戸以上が構成員であること。
- (イ) 要綱別表のⅡの事業実施主体の欄の「農業者等の組織する団体」については、要綱別表のⅡのメニュー欄の「研修教育棟、宿泊棟等施設」に限って実施することができるものとする。その場合であっても、2の（1）のイの（ア）のe及びfは実施できないものとする。

エ 採択要件

要綱別表のⅡの採択要件の欄の「その他生産局長等が別に定める要件」は、

次に掲げるとおりとする。

- (ア) 要綱別表のⅡのメニューの欄の「調査研究・実験用施設機材」の実施に当たっては、研究、普及及び研修教育の各機関の連携・協力が推進されるよう配慮するとともに、施設を活用した調査研究の実施に当たっては、技術の効率的な組立・実証を行い、普及の機関から農業者への速やかな技術移転が行われるよう配慮するものとする。
- (イ) 施設の能力及び規模が、その目的、受益範囲、費用負担方法、利用管理計画等からみて適正であり、かつ、過大なものではないこと。
- (ウ) 研修指導計画を定め、それに基づいて研修教育活動を実施すること。

オ 留意事項

- (ア) 農業用機械は交付の対象としないものとする。
- (イ) 交付の対象となる施設については、整理合理化通知を適用しないものとする。
- (ウ) 施設を活用した研修教育の実施に当たっては、担い手育成に資するよう、効果的な運用に努めるものとする。
- (エ) 事業実施計画については、地域内の農業者、関係者の理解を得られていると認められるものであること。
- (オ) 農業者等の組織する団体が事業実施主体の場合には、経常的に研修事業に取り組み、施設利用者の過半を研修生が占めることとする。
- (カ) 事業実施計画の作成及びその審査等に当たっては、次に掲げる事項等について十分に確認を行うなど、適正な事業の実施に留意するものとする。
 - a 整備を予定している施設の利用計画が定められており、利用計画に基づく施設の適正な利用が確実であるか。
また、施設の耐用年数の期間にわたる十分な利用が見込まれるか。
 - b 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画及び維持管理計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれるか。
- (キ) その他施設の整備に当たっての実施基準は、第1の1の(1)のクの(エ)を準用するものとする。

カ 事業実施状況の報告に基づく指導等

- (ア) 都道府県知事は、要綱第7の2の点検の結果、施設の利用状況等が低調な場合には、以下の措置を講じるとともに、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
 - a 施設の利用計画に対する利用状況等について次に掲げる状況が2カ年継続している場合にあっては、事業実施主体に対してその原因を十分分析させ、具体的かつ実現可能な改善計画を作成するよう指導し、改善計画の達成が見込まれるまでの間、その状況を報告させるものとする。
 - (a) 年間の施設利用率が70%未満
 - (b) 年間の施設利用者に占める研修生の割合が50%未満
 - b aにより改善計画の達成状況を把握した結果、aの(a)及び(b)について改善計画に沿った利用を行うことが期待しがたいと判断される場合には、事業実施主体に対して施設の利用計画の変更等を検討させるものとする。
なお、この場合において、改善の目途が立たないと判断される場合には、事業事務取扱通知第6の3に基づき、適切な措置を講じるものとする。

る。

- (イ) 地方農政局長等は、要綱第 7 の 3 により報告のあった事項について、都道府県知事に対し、必要に応じて指導助言を行うものとする。

IV 食品流通の合理化を目的とする取組

卸売市場施設整備の推進

1 取組の概要

(1) 中央卸売市場施設整備の取組

卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）第5条に定める中央卸売市場整備計画に即して計画的に実施する施設の改良、造成又は取得に対し支援。

(2) 卸売市場再編促進施設整備の取組

地域の特性を活かした中央卸売市場の再編に係る、共同集出荷施設の整備、中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備、廃止卸売市場における施設の撤去に対し支援。

(3) 卸売市場活性化等事業の取組

ア P F I 推進の取組

P F I 法の適用を受けて行う卸売市場の施設の整備に対し支援。

イ 卸売市場活性化推進の取組

事業協同組合等が行う卸売市場の機能の強化等に資する施設の整備に対し支援。

(4) 地方市場施設整備の取組

地方卸売市場が地域拠点市場として取り組む他の卸売市場との統合又は連携に必要な施設の整備に対し支援。

2 採択要件に関する留意事項

別表1の成果目標については、達成すべき成果目標のいずれか2つまでを選択することができる。

3 取組の実施基準等

(1) 整備事業

ア 実施方法及び施設に関する共通基準

(ア) P F I 事業の活用

中央卸売市場整備計画に基づき開設者が施設の改良、造成又は取得を行おうとする場合又は地方公共団体が事業実施主体となる地方卸売市場の施設の整備を行おうとする場合であって、以下の要件のすべてに該当するときは、原則としてP F I 事業の活用を図るものとする。

a 当該施設の改良等に要する工事費が10億円以上であること。

b 当該施設の改良等が既存の建造物に併設するものでないこと。

(イ) 品質管理高度化施設の整備

水産物又は食肉を扱う卸売市場で、売場施設、貯蔵・保管施設、食肉関連施設又は加工処理高度化施設を新設する場合には、施設等については、以下の要件を満たすものとする。市場関係事業者による単独整備を併せて実施する場合も、同様とする。

a 閉鎖型の構造となっており、かつ、専用の搬入・搬出口及び取扱品目に応じた空調・換気機能を備えており、室温による品質劣化が懸念される品目がある場合には、当該品目に応じた温度管理を行う低温区画が設けられていること。

b 加工処理高度化施設においては、加工内容に応じた温度管理機能及び清浄度別の区画が設けられていること。

c 利用規程において、次に掲げる事項が施設の内容に応じて規定されていること。

(a) 施設の取扱品目

(b) 主要な物品ごとの荷受け、陳列、保管、加工、運搬、清掃等の主要な作業手順及び内容に関する事項（運搬の作業手順及び内容には、当該施設内において利用できる運搬車輛に関する事項を含む。）

(c) 施設の設定温度と温度管理に関する事項

(d) 品質管理の責任者の設置及び責務に関する事項

(e) その他必要な事項

d 各施設は、上記に定める事項のほか、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びと畜場法（昭和28年法律第114号）の規定を満たしていること。

イ 事業実施に関する共通事項

(ア) 中央卸売市場の再編との整合

中央卸売市場整備計画の別添1に掲げられた再編措置への取組を推進することが必要と認められる中央卸売市場（以下「再編推進市場」という。）のうち取り組む再編措置の内容が検討中とされているものについては、同計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、交付の対象外とする。

なお、再編推進市場のうち特定の取扱品目の部類のみが卸売市場整備基本方針第2の1の（2）の再編基準に該当するものについては、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、当該取扱品目の部類に係る施設の改良、造成又は取得を交付の対象外とする。

また、中央卸売市場の管理運営に係る施設の改良、造成又は取得については、中央卸売市場整備計画に取り組む再編措置の内容が明記されるまでの間、再編基準に該当する取扱品目の部類と該当しない取扱品目の部類のそれぞれの取扱金額をもって交付の対象となる経費を按分することとする。

ただし、天災等により施設が被災した場合であって、円滑な市場取引を確保する上で、速やかな施設の改良が必要と認められるときは、この限りではない。

(イ) 施設の整備規模

a 施設の整備規模については、卸売市場整備基本方針の別記2の卸売市場施設規模算定基準（以下「算定基準」という。）等に基づき必要規模の算定を行い、原則として必要規模の範囲内で設定することとする。

ただし、必要規模の算定根拠を踏まえ、整備規模が必要規模を超える合理的な理由があり、当該理由が明確にされている場合はこの限りではない。

b 整備規模、必要規模及びその算定根拠並びに整備規模が必要規模を超える場合の合理的な理由については、成果目標の妥当性について都道府県知事が地方農政局長等と協議を行う際、備考欄に付記することとする。

(ウ) 1の取組に要する経費に係る交付対象施設及び交付率は次のとおりとする。

a 中央卸売市場施設整備の取組

交付対象施設	交付率
--------	-----

	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、次に掲げるすべての条件に該当するもの(以下「大規模増改築」という。)に要する経費 ア 売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設及び構内舗装(以下「売場施設等」という。)を主体とした増改築であること。 イ 当該増改築に係る売場施設等の工事が、当該増改築を着手した日の属する年度の前年度末における売場施設等の建築延べ面積(売場施設等が2階部分以上にわたるものであるときは、当該2階部分以上についての延べ床面積を加えるものとする。)の2分の1以上又は20,000平方メートル以上に相当するものとなるものであること。 ウ 当該増改築を着手した日の属する年度以降、事業実施計画に即した事業内容につき継続的に実施されるものであること。		中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要するもの
	以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 (3) 目標年度における取扱数量が(ケ)に定める取扱数量以上となる卸売市場 (4) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの	
売場施設(大規模に温度管理機能を付与する改良、造成又は取得)	4/10以内	4/10以内	4/10以内
(上記以外の改良、造成又は取得)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	1/3以内	—
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設(高度化・強化を図るもの)	4/10以内	1/3以内	1/3以内
(上記以外のもの)	1/3以内	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	—
防災施設	1/3以内	1/3以内	—
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内

総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－

ｂ 卸売市場再編促進施設整備の取組
 （ａ）地方卸売市場への転換に係る取組

交付対象施設	交 付 率	
	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の整備に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場において実施される施設の整備に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備）	4/10以内	4/10以内
（上記以外の整備）	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	－
防災施設	1/3以内	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	－
附帯施設	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	－

（ｂ）他の卸売市場との連携に係る取組

交付対象施設	交 付 率
共同集出荷施設	中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備に要する経費 1/3以内

（ｃ）廃止に係る取組

交付対象経費	交 付 率
施設の撤去費から廃材等の売却益を減じた実質撤去費（施設撤去後の用地造成等に要する経費は交付の対象外）	1/3以内

c 卸売市場活性化等事業の取組

（a）P F I 推進の取組

交付対象施設	交 付 率				
	中央卸売市場			地方卸売市場	
	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち以下に係るもの (1) 新たに設置する卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費 (2) 既に設置している卸売市場の施設の増改築であって、大規模増改築に要する経費	中央卸売市場整備計画に基づいて行う中央卸売市場の施設の改良、造成又は取得に要する経費のうち既に設置している卸売市場の施設の増改築であって大規模増改築以外に要する経費に係るもの	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場の施設の整備に要する経費	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	
				他の地方卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場	
以下の卸売市場に係るもの (1) 統合を目的として整備を行う卸売市場 (2) 新たな取扱品目の追加とともに整備を行う卸売市場 (3) 目標年度における取扱数量が(ケ)に定める数量以上となる卸売市場 (4) 食肉を主たる取扱品目とする卸売市場	左記以外の卸売市場に係るもの				
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	4/10以内	4/10以内	1/3以内	1/3以内
（上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内

駐車施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの）	4/10以内	1/3以内	1/3以内	－	－
（上記以外のもの）	1/3以内	1/3以内	1/3以内	－	－
情報処理施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
市場管理センター	1/3以内	1/3以内	－	－	－
防災施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内	1/3以内
総合食品センター機能付加施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－
附帯施設	1/3以内	1/3以内	－	1/3以内	－
上記施設の施設内容に準ずる施設	1/3以内	1/3以内	－	－	－

（b）卸売市場活性化推進の取組

交付対象施設	交 付 率		
	事業協同組合等が実施する卸売市場の施設の整備に要する経費		
	区分	中央卸売市場	地方卸売市場
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	市場機能強化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		1/3以内	1/3以内
食肉関連施設		1/3以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
売場施設（大規模に温度管理機能を付与する整備） （上記以外の整備）	統合・大型化の取組	4/10以内	4/10以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）		4/10以内	1/3以内
食肉関連施設（高度化・強化を図るもの） （上記以外のもの）		4/10以内	－
情報処理施設		1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設		1/3以内	1/3以内
注）大型化の取組以外は上屋の整備は交付の対象外			

d 地方市場施設整備の取組

交付対象施設	交 付 率	
	都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場の施設の整備に要する経費	
	他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場	他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場
売場施設	1/3以内	1/3以内
貯蔵・保管施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
駐車施設※	1/3以内	－
構内舗装	1/3以内	1/3以内
搬送施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
衛生施設（高度化・強化を図るもの）	1/3以内	1/3以内
情報処理施設	1/3以内	1/3以内
加工処理高度化施設	1/3以内	1/3以内
附帯施設※	1/3以内	－
※地方卸売市場の新設の場合に限る。		

（エ） 交付対象施設の施設内容は次のとおりとする。

交付対象施設	施 設 内 容
売場施設	卸売場施設、仲卸売場施設及び買荷保管・積込所施設
貯蔵・保管施設	倉庫施設及び冷蔵庫施設
うち高度化・強化を図るもの	（多温度管理、自動化機能等高度化を図るもの） 低温倉庫施設、多温度管理型の冷蔵庫施設、高度な鮮度保持機能等を有する冷蔵庫施設、コンピューターによる入出庫管理機能等を有する倉庫施設又は冷蔵庫施設及び他の施設（売場施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と複合的な構造となっている倉庫施設又は冷蔵庫施設
駐車施設	駐車場
構内舗装 ※	駐車施設等（駐車施設のほか、売場施設、貯蔵・保管施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化

	施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体的に行う舗装（門、柵、塀以外の基盤整備を含む。）
搬送施設	輸送、搬送のために必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	（場内物流効率化システム） 自動荷さばき施設、自動搬送施設その他の搬送機能の高度化に資する施設
衛生施設	じんあい、汚水等の廃棄物の処理等に必要な施設
うち高度化・強化を図るもの	（環境保全・衛生管理強化施設） リサイクル処理施設、微生物処理施設その他の環境保全・衛生管理についての機能強化に資する施設
食肉関連施設	（カ）に定める施設であつてと畜場法第４条第１項の規定により都道府県知事が設置を許可し、又は許可する見込みのある施設に係るもの
うち高度化・強化を図るもの	（食肉等衛生管理強化施設） （カ）の g 並びに i のうち、洗浄又は消毒に必要な設備及び給湯設備並びに同 a から i のうち、と畜場法施行規則（昭和２８年厚生省令第４４号）別表第一に掲げる部分等の焼却に必要な設備、と畜場法施行規則別表第一に掲げる部分による枝肉及び食用に供する内臓の汚染を防止するための設備並びに可食内臓等の区分管理のための収納設備
情報処理施設	L A N 幹線、サーバ、クライアント、アダプタ等情報ネットワーク通信基盤システム並びに同システムに接続されるせり機械設備及び入荷量等表示設備
うち交付の対象外のもの	ネットワーク通信システムに接続されないせり機械設備及び入荷量等表示設備
市場管理センター	管理事務、業者事務について、次のアからウに掲げるいずれかの機能強化に資する施設 ア 場内 L A N、危機管理システムの整備等インテリジェント化に対応していること イ 料理教室、見学者コーナー等一般市民に開放す

	るための展示・見学施設、研修施設等利用高度化に対応していること ウ 省エネルギーシステム、食品品質管理システム、省力システム、労働環境の改善等高機能化されていること
うち交付の対象外のもの	保健医療関係以外の福利厚生施設
防災施設	防火、消火等災害を防止するための火災報知器、感知器、消火栓、スプリンクラー、消防署への直接連絡システム、避雷針等防災機能に資するための施設
加工処理高度化施設	小分け処理施設、包装処理施設等加工処理を高度に行うことによって小売支援機能が付与される施設
総合食品センター機能付加施設	その存在により市場機能の充実・便益の提供等が図られ、卸売市場としての付加価値の向上、総合食品センター機能の強化に資することとなる関連事業施設
附帯施設	他の施設（売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設）と一体整備する電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備（電気通信設備、給排水設備、冷暖房設備及びガス設備に係る工作物を独立して整備する場合を含む。）
上記施設の施設内容に準ずる施設	交付対象施設の欄の上記の施設に掲げる施設内容に準ずる施設であって、市場機能の向上を図る上で特に必要であると都道府県知事が認める施設
共同集出荷施設	卸売市場の用地外に整備される共同で集出荷を行うための施設

（注）※へこみ等の補修は交付の対象外とする。

（オ）上限建築単価

下表に掲げる施設にあつては、上限建築単価を超える部分について、交付の対象外とする。

ただし、下表は建物部分に限るものとし、売場施設、貯蔵・保管施設及び加

工処理高度化施設に係る防熱工事並びに機械設備、駐場施設、構内舗装、搬送施設、衛生施設、食肉関連施設（中央卸売市場に限る。）、情報処理施設、防災施設、附帯施設については、個々に積算することができるものとする。

施設区分	構 造	上限建築単価		
		一般地域	多雪地域	沖縄地域
売場施設		円/㎡	円/㎡	円/㎡
貯蔵・保管施設（倉庫施設）	鉄骨構造（平屋）	100,000	110,000	110,000
駐車施設	鉄骨構造（重層）	117,000	128,000	128,000
市場管理センター	鉄筋コンクリート構造（平屋）	111,000	111,000	122,000
加工処理高度化施設	鉄筋コンクリート構造（屋上駐車場）	122,000	122,000	134,000
総合食品センター機能付加施設	鉄筋コンクリート構造（重層）	179,000	179,000	197,000
上記施設の施設内容に準ずる施設				
共同集出荷施設				
貯蔵・保管施設（冷蔵庫施設）	鉄骨構造	141,000	154,000	154,000
	鉄筋コンクリート構造	167,000	167,000	184,000

（注）多雪地域とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第86条第3項の規定により特定行政庁が定める垂直最深積雪量が1 m以上の地域、沖縄地域とは沖縄県、一般地域とは多雪地域及び沖縄地域以外の地域をいう。

（カ）食肉関連施設

食肉関連施設として定めるものは、既に設置されている食肉中央卸売市場に併設すると畜場に係るものであって次に掲げるものとする。

- a 係留所
- b 生体検査所及び検査用機械器具
- c 処理室及び処理設備
- d 検査室及び検査用機械器具
- e 消毒所、隔離所
- f 汚物処理設備
- g 冷蔵室及び冷却冷蔵設備
- h 作業員室
- i と場に係る電気通信等附帯設備

（キ）施設に係る工作物

衛生施設、防災施設及び附帯施設に含まれる工作物（以下「衛生施設等」という。）については、売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設（立体駐車場及び地下駐車場）、市場管理センター、加工処理高度化施設及び総合食品センター機能付加施設と一体的に整備する場合には、それぞれ当該施設に含めて取り扱うものとし、当該衛生施設等の交付対象施設は、交付対象施設ごとの建築延べ面積（2階以上に渡るものであるときは、2階以上の部分についての延べ床面

積を加えるものをいう。)を比較して、最大の施設とする。

(ク) 大規模増改築

- a 大規模増改築に係る搬送施設、衛生施設、食肉関連施設、情報処理施設、市場管理センター、防災施設、加工処理高度化施設、総合食品センター機能付加施設、附帯施設又は上記施設の施設内容に準ずる施設については、売場施設等の工事と工程上一体として、或いは、機能上併行して行わなければならない施設とする。
- b 大規模増改築に係る交付率の適用は、原則として当該大規模増改築に着手した年度以降市場法第11条第1項による変更認可を受ける年度までとする。

(ケ) (ウ) の a 及び (ウ) の c の (a) の表の交付率の欄の (ケ) に定める数量
卸売市場整備基本方針の第2の1の(1)に定める目標年度における取扱品
目の部類ごとの取扱数量の2倍の数量とする。

(コ) 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 ((ウ)
の表の交付対象施設の欄の大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しく
は取得又は整備をいう。)

取扱品目の部類及び売場施設の内容ごとに、床面積(2階部分以上に渡るものであるときは延べ床面積)の1割以上の規模について温度管理機能が付与された施設の改良、造成若しくは取得若しくは整備、又は既に設置されている施設に新たに床面積の1割以上の規模について温度管理機能を付与するための改良若しくは整備とする。

(サ) 施設の改良、造成若しくは取得又は整備

- a 施設の取得は、卸売市場の整備を図る上から効率的で必要かつやむを得ない場合とする。
- b 取得の対象となる施設は、取得後においても相当期間使用可能な施設とする。
- c 施設の改良、造成若しくは取得又は整備に当たっては、「森林・林業基本計画」(平成18年9月8日閣議決定)及び「農林水産省木材利用推進計画」(平成21年12月10日策定)の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、実施するものとする。

(シ) 実施設計費の配分方法等

実施設計の交付対象施設ごとの配分方法等については、次のとおりとする。

- a 実施設計費については、交付対象施設ごとの工事費の比率により配分するものとする。
- b 工事施工に係る設計監理、監督料については、aと同様の取扱いとするものとする。
- c 設計委託以外の各種調査委託費については、原則としてaに準じた取扱いとするものとする。
- d 帰属する施設区分が明らかなものについては、該当する施設区分に含めるものとする。

ウ 個別事項

(ア) 中央卸売市場施設整備の取組

a 事業実施主体

市場法第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体（以下「中央卸売市場の開設者」という。）

b 事業の要件

中央卸売市場整備計画に基づいて行う施設の改良、造成又は取得であること。

(イ) 卸売市場再編促進施設整備の取組

a 地方卸売市場への転換に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者であり、次に掲げる者

i 地方公共団体

ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人

iii 当該地方卸売市場の関係事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合若しくは協同組合連合会

(b) 事業の要件

i 地方卸売市場へ転換した年度を含む5年以内に行われる施設の整備であること。

ii 地方卸売市場への転換に伴い他の卸売市場と統合する場合にあつては、地方卸売市場への転換前に中央卸売市場が取り扱っていた取扱品目の部類に係る施設の整備であること。

b 他の卸売市場との連携に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の卸売業者を含む卸売市場の卸売業者又は仲卸業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

i 中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の取扱数量の増加に資する共同集出荷施設の整備であること。

ii 事業協同組合又は協同組合連合会の構成員による集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され、取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有していること。

iii 共同集出荷施設の整備が中央卸売市場整備計画において他の卸売市場との連携を図るとされた中央卸売市場の開設区域内で行われること。

c 廃止に係る取組

(a) 事業実施主体

中央卸売市場整備計画において廃止するとされた中央卸売市場の開設者

(b) 事業の要件

i 廃止する中央卸売市場が、廃止する中央卸売市場の開設者が他に開場

する中央卸売市場（廃止する中央卸売市場と同一の取扱品目の部類をもつ中央卸売市場に限る。）と統合することにより、廃止する中央卸売市場の施設を撤去するものであること。

ii 廃止する中央卸売市場の市場関係事業者を受け入れるための、受け皿となる中央卸売市場における施設の改良、造成又は取得に交付金の交付が行われるものでないこと。

iii 施設を撤去した後の当該用地を引き続き行政財産として公共の用に供する計画があること。

（ウ）卸売市場活性化等事業の取組

a P F I 推進の取組

（a）事業実施主体

P F I 法第 6 条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者

（b）事業の要件

i 中央卸売市場整備計画に即して施設整備を実施する中央卸売市場又は都道府県卸売市場整備計画に地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方公共団体が開設する地方卸売市場において、P F I 法第 5 条に基づく実施方針を定め、事業を実施するものであること。

ii P F I 法第 10 条第 1 項に基づく事業計画又は協定等を踏まえ、当該事業の適正かつ確実な実施の確保が見込まれること。

iii 当該事業の実施に係る資金の確保が確実と見込まれること。

iv 他の地方卸売市場と統合を行う地方卸売市場にあつては、都道府県卸売市場整備計画に即し、取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

v 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地方卸売市場にあつては、次に掲げる要件に合致するものであること。

（i）地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。

（ii）集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。

（iii）集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること

（iv）次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。

① 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狭隘の度合いが著しいと認められること。

② 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に対応するものと認められること。

（c）指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

なお、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市

場にあつては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

地方公共団体は、この事業により整備された施設について、PFI法に基づく基本方針等を踏まえ、事業の目的に照らして、適正かつ効率的な管理運営の確保を図るものとする。

b 卸売市場活性化推進の取組

(a) 事業実施主体

- i 中央卸売市場又は地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であつて、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会
- ii iに掲げる法人が主たる出資者又は出えん者となっている法人（iに掲げる法人を除く。）
- iii 特認団体（i又はiiに掲げる者以外の者であつて、共同利用施設の導入等により卸売市場の機能の高度化・活性化が図られるものとして、地方農政局長等が特に適当と認める者をいう。）

(b) 事業の要件

- i 施設の整備が、卸売市場整備基本方針等に照らして妥当なものであり、かつ、適切な規模及び機能を有するものであること。
- ii 当該施設の設置後の管理運営が適正かつ効率的に行われると見込まれること。
- iii 当該施設の設置に係る資金の確保が確実と認められること。
- iv 次に掲げるいずれかの取組を行う中央卸売市場又は地方卸売市場であること。

(i) 市場機能強化の取組

市場機能強化を目的として中央卸売市場又は一定規模以上の地方卸売市場（以下「特定地方卸売市場」という。）において施設の整備を行うものであること。

なお、一定規模とは、卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条に定める規模の3倍（食肉は2倍）とする（以下同じ。）。

(ii) 統合の取組

統合を目的として新設等を行う中央卸売市場又は新設を行う特定地方卸売市場において施設の整備を行うものであること。

(iii) 大型化の取組

特定地方卸売市場であつて、大型化を目的として3市場以上を統合する市場又は新たな品目を追加して総合市場として整備を行う市場において施設の整備を行うものであること。

v 次に掲げる施設の整備であること。

- (i) コンピューター制御による温度管理機能等を持つ施設（例えば、商品形態の多様化、産地における予冷化又は消費者等の鮮度保持志向に対応する低温流通システム確立等に資する施設（温度管理付き小規模低温卸売場、温度管理機能装備仲卸売場、水温管理付き活魚保管槽、定温・低温管理付き倉庫、高品質維持冷蔵庫））

(ii) コンピューター制御による自動搬入・搬出、自動前処理・包装等の施設（例えば、作業環境の改善、労働力の確保又は配送コスト等の削減に対応する物流の共同化、一元化又は省力化に資する施設（自動ピッキング倉庫、多機能装備せり機械設備、自動搬送機、自動荷捌機、自動計量選別機、加工機械、自動包装機））

(iii) 仕入れ・販売管理、需給情報サービス等システムの確立のための施設（例えば、需給情報の的確な把握・活用又は市場業務の効率化若しくは迅速化に資する施設（多機能装備入荷数量等表示設備、情報処理施設））

(iv) (i) から (iii) までに準ずる施設であって、卸売市場の既存の施設外に市場施設の一環として設置される施設（例えば、卸売市場の既存施設外に市場施設の一環として設置される保管・配送、流通加工等の業務の円滑な運営に資する施設（多温度管理型冷蔵庫、保冷倉庫庫、立体自動保管庫、自動倉庫、加工機械、自動包装機、自動ラベル貼付機、低温買荷保管施設、自動搬送機、自動荷捌機、低温積込施設、共同低温配送施設））

vi ivの(iii)にあつては、次に掲げる要件を満たす上屋及び構内舗装を整備できるものとする。

(i) 既存の上屋に複数のvの施設を導入することが真に困難であること。

(ii) vの施設を収容し、機能させるために必要最小限のものであること。

(iii) vの施設の価額・価値とバランスが取れたものであること。

vii 原則として耐用年数がおおむね5年以上の施設の整備であること。

viii 工事の請負は、原則として競争入札に付して行うものであること。

ix 交付対象経費は、原則として当該卸売市場の開設者（地方公共団体以外の開設者にあつては都道府県又は市町村）において使用されている単価等を基準として、当該地域の実情に即した現地実勢価格により算出するものであること。

(c) 指導及び助言

地方公共団体は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し、必要な指導及び助言を行うものとする。

ただし、地方公共団体とは、中央卸売市場にあつては開設者、地方卸売市場にあつては都道府県とする。

(d) 施設の管理運営

i この事業により整備された施設の管理運営は、事業実施主体が行うものとする。

ii 事業実施主体は、この事業により設置した施設の管理運営規程を定め、事業の目的に照らして適正かつ効率的に当該施設の管理運営を行うものとする。

iii 事業実施主体は、iiの管理運営規程を定め、又は変更しようとするときは、中央卸売市場に係るものにあつては当該市場の開設者、地方卸売市場に係るものにあつては都道府県知事の承認を受けるものとする。

(エ) 地方市場施設整備の取組

a 他の地方卸売市場との統合に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 地方公共団体が主たる出資者となっている法人（以下「第3セクター」という。）
- iii 地方卸売市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者又は関連事業者で構成する団体であって、中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された事業協同組合又は協同組合連合会

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の地方卸売市場と統合を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であって、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する施設を整備するものであること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。

b 他の卸売市場と連携した集荷・販売活動に係る取組

(a) 事業実施主体

市場法第55条の開設許可を受けた又は受けることが確実と認められる地方卸売市場の開設者であって、次に掲げる者

- i 地方公共団体
- ii 第3セクター

(b) 事業の要件

- i 都道府県卸売市場整備計画に他の卸売市場と連携した集荷・販売活動を行う地域拠点市場として位置づけられた又は位置づけられることが確実と認められる地方卸売市場であり、同市場が同計画に即して施設の整備を行うものであること。
- ii 地域拠点市場の取扱数量の増加に資する売場施設又は貯蔵・保管施設のいずれかを整備するものであること。
- iii 集荷又は販売の共同化に係る契約が締結され又は締結されることが確実と見込まれ、地域拠点市場の取扱数量の増加の見込み等を盛り込んだ事業計画を有するものであること。
- iv 集荷又は販売の共同化を図る他の卸売市場が、取扱数量の増加を見込む地域拠点市場の取扱品目の部類と同じ部類を有していること。
- v 次に掲げるいずれかの要件に合致するものであること。
 - (i) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が算定基準に照らし狹隘の度合いが著しいと認められること。
 - (ii) 整備を行う売場施設又は貯蔵・保管施設が消費者の鮮度保持志向に

対応するものと認められること。

(c) 都道府県の指導及び監督

都道府県は、事業の適正かつ確実な実施を図るため、事業実施主体に対し必要な指導及び監督を行うものとする。